

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成24年12月13日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第2号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成24年12月13日 木曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後5時8分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 平成24年 沖縄県知事の給与の特例に関する条例  
第3回議会  
乙第1号議案
- 2 甲第1号議案 平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 3 乙第1号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 4 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 5 乙第3号議案 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例
- 6 乙第27号議案 財産の取得について
- 7 乙第28号議案 財産の取得について
- 8 乙第36号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第37号議案 指定管理者の指定について
- 10 乙第46号議案 当せん金付証票の発売について
- 11 乙第51号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 12 乙第52号議案 専決処分の承認について
- 13 乙第53号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 14 陳情第84号、第85号、第96号、第112号、第122号、第129号、第140号、第147号及び第187号

- 15 不発弾等対策条例の制定について（不発弾等対策の現状について）  
 16 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	末	松	文	信	君
委員		新	垣	良	俊	君
委員		仲	田	弘	毅	君
委員		具	志	孝	助	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		渡	久	地	修	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		前	島	明	男	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又	吉	進	君
防災危機管理課	長	漢	那	宗	善	君
総務部	長	川	上	好	久	君
財政統括監		仲	本	朝	久	君
総務私学課	長	當	銘	健	一	君

企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君
企画調整課跡地対策監	下 地 正 之 君
交通政策課長	玉 城 恒 美 君
科学技術振興課長	具志堅 清 明 君
福祉保健部薬務疾病対策課班長	波 平 志津代 さん
農林水産部流通政策課長	屋比久 盛 敏 君
農林水産部糖業農産課長	竹ノ内 昭 一 君
農林水産部水産課班長	諸見里 聰 君
商工労働部企業立地推進課長	大 城 玲 子 さん
交 通 部 長	砂 川 道 男 君
交通規制課長	平 松 伸 二 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、平成24年第3回議会乙第1号議案、乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第27号議案、乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案、乙第46号議案、乙第51号議案から乙第53号議案までの13件、陳情第84号外8件、本委員会付議事件不発弾等対策条例の制定について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成24年度一般会計補正予算（第4号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を効果的に活用して実施する事業、災害等に伴い緊急に対応を要する事業、その他制度改正等に伴い既決予算での対応が困難な事業について、必要な予算を措置するものであります。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ68億8191万1000円で、これを既決予算額

6946億2548万3000円に加えますと、改予算額は7015億739万4000円となります。

歳入の主な内容については、後ほど3ページの歳入内訳の中で、また歳出の主な内容については、5ページの歳出内訳の中で御説明したいと思います。

2ページをお開きください。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

県税の4億7543万7000円は、県民税利子割の増額分であります。

国庫支出金の46億5430万3000円は、沖縄振興特別推進交付金などの国庫補助金であります。

繰入金の281万3000円は、特定駐留軍用地内土地取得事業基金などからの繰り入れであります。

繰越金の1億5254万3000円は、平成23年度決算からの余剰金であります。

4ページをお開きください。

諸収入の461万5000円は、看護系大学間連携共同教育推進事業費に係る雑入であります。

県債の15億9220万円は、特定駐留軍用地内土地取得事業などに関連して発行するものであります。

以上、歳入合計は、68億8191万1000円となっております。

5ページをごらんください。

歳出内訳について、各部局の主な事項を御説明いたします。

総務部の2番目の利子割交付金は、県民税利子割の収入額が当初見込みを上回ったことに伴う市町村に対する利子割交付金の増に対応するものであります。

企画部の1番目の駐留軍用地跡地利用促進費は、駐留軍用地の返還後の跡地利用の推進を図るため、土地取得事業基金を設置し、同基金を活用した特定駐留軍用地内の土地を取得するために要する経費であります。

環境生活部の産業廃棄物対策費は、産業廃棄物最終処分場の整備・運営を行う官民協調の第三セクター設立の出資に要する経費などであります。

6ページをお開きください。

一番上の福祉保健部の看護大学教育研究費は、本県及び福岡県の8つの看護系大学が連携した学生のしなやかな使命感の醸成や付加価値の高い人材育成に要する経費であります。

農林水産部の3番目の流通対策費は、事業期間の短縮等に伴う国庫の交付見込み額の減に対応するものであります。

7ページをごらんください。

同じく農林水産部の上から2番目の水産流通基盤整備事業は、国の予備費充用に伴う平敷屋漁港における岸壁改良、航路しゅんせつ等に係る事業費の増に対応するものであります。

商工労働部の2番目の工業研究費は、泡盛古酒ブランドの定着を図るため、古酒香気成分の生成メカニズムや貯蔵条件の及ぼす影響等を調査するために必要な分析機器の導入に要する経費であります。

同じく商工労働部の3番目の特別自由貿易地域振興費は、高度技術製造業の中核となる賃貸工場等の整備に伴い、施設規模や建物構造・設備を見直したことによる工事請負費等の増に対応するものであります。

7ページ、一番下の文化観光スポーツ部のコンベンション振興対策費は、台風17号で被害を受けた沖縄コンベンションセンター劇場棟の復旧に要する経費であります。但し、応急措置に要する経費は既決の予算で対応し、それ以外の復旧に要する経費を今回の補正予算で計上しております。

8ページをお開きください。

土木建築部の1番目の県単道路維持費は、台風で被災した道路の復旧処理の経費不足に対応する経費等であります。

8ページ最後の公安委員会の交通安全施設費は、台風17号で被害を受けた信号機や道路標識等交通安全施設の復旧に要する経費であります。但し、応急措置に要するものは県予算の予備費充用により対応し、それ以外の復旧に要する経費を今回の補正予算で計上しております。

以上、歳出合計は、68億8191万1000円となっております。

9ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正であります。

今回の繰越明許費は、適正な工期を確保するために行うものであり、特別自由貿易地域賃貸工場整備事業など26事業、合計110億4698万1000円を上限として翌年度へ繰り越すものであります。

10ページをお開きください。

債務負担行為に関する補正であります。

沖縄県公文書館を初め、7施設全て公の施設の指定管理料に係る債務負担行為の設定を行うものとなっております。

11ページをごらんください。

特定駐留軍用地内土地取得事業や特別自由貿易地域賃貸工場整備事業などに関連して発行する県債となっております。

以上が甲第1号議案平成24年度一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

す。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○山内末子委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 今度の沖縄振興特別推進交付金を活用した69億円の駐留軍用地跡地利用促進費一軍用地内の土地取得の件なのですが、これは基本的にはどこを主にとということですか。例えば、普天間飛行場の部分だという認識もあるのですが、それ以外でもそういった部分が出てくると取得をするということですか。

**○川上好久総務部長** これは、法律で特定駐留軍用地の指定を行います。この指定区域がキャンプ桑江とか普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、それから陸軍貯油施設等が区域として指定されているわけでございます。今般は、普天間飛行場の県道に相当する部分として基金の算定をして、積み立てている状況であります。

**○當間盛夫委員** ちなみに、普天間飛行場は年間どれくらいの評価価値があるのですか。69億円というものはどう評価しているのですか。皆さんが、70億円近くで県道だとか道路の部分をやるというものを出しているわけでしょう。それは全体的にどのくらいになっているのですか。

**○下地正之企画調整課跡地対策監** 全体といいますと、今後の普天間飛行場でどれくらい土地を取得する予定かということによろしいでしょうか。今、69億円と申しますのは、幹線道路用地に相当する約17ヘクタールの金額であります。沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法一跡地利用推進法では、特定事業の見通しというものを定めた上でそれを購

入することになりますけれども、今後は公園用地とかそういったことも計画されておりますので、公園用地については大規模公園用地ということで地主とか宜野湾市と調整しているところです。約100ヘクタール以上ということで検討しておりますけれども、今後計画を具体化する中で面積等については決められていくものと考えております。

○**當間盛夫委員** 17ヘクタールは県の道路の分でしょう。今、大規模公園の分で100ヘクタールという形になってくる。今、国有地はどれくらいあるのですか。何%ですか。割合でいいです。

○**下地正之企画調整課跡地対策監** 普天間飛行場は全体が481ヘクタール。そのうち国有地が35ヘクタール、割合にしますと7.5%です。

○**當間盛夫委員** 一般質問等々でもあったのですが、本来、国が買い取ってやったほうがいいではないですか。今は別に、国にその制度がないわけではなくて、枠が小さいだけであって現実にあるわけです。今度の17ヘクタールの分からすると、結果的に県がやるわけですから、返還されない間は地料も入ってくるわけです。その地料は年間どれくらいになるのですか。

○**下地正之企画調整課跡地対策監** 普天間飛行場において年間の賃借料は、平成22年現在で約67億円です。

○**當間盛夫委員** 県が今回買う分です。地料はどのくらいになるのですか。

○**下地正之企画調整課跡地対策監** 17ヘクタールですから、今、年間の賃借料が民有地で割ると平米当たり約1528円、それを掛けると年間の軍用地の賃借料は約2億6000万円ということになります。

○**當間盛夫委員** 後で玉城委員が質問するはずですが、玉城委員が言っていることと同じだと思うのです。一括交付金で、国の予算で買うのに、買って後にまた地料も入ってくる。どうなのかと思うのです。本来国が買い取ってやるのであれば、そのことは別に国でやるわけですから、軍用地料は支払わない。取得で国からのものを買っておきながら軍用地料も入ってくる。では、この軍用地料は返還するのかということが見えてもこないものですから。そのまま減額してやるのか、その辺の仕組みもまだまだ見えてこない部分が確かにあります



ので、私の話として終わっておきますからいいです。あとマイナス18億円という流通対策費。金額的には当初予算で30億円近くの予算を組みながら、現実には8月からしか対応できなかったと。いろいろな要綱等仕組み等々ができる分が大分おくれたというところがあるはずでしょうから、このマイナス18億円にもなった要因を教えてください。

○屋比久盛敏流通政策課長 大きな要因としましては、当初予算は4月から実施するというので計算しておりましたが、国等々の調整で交付決定ができたのが8月になります。そういう意味ではこの4カ月間分の事業分が減になったのが大きな要因でございます。

○當間盛夫委員 現実、今農家が3件でしたか、少数が集まってこれができるという仕組みがある。現にそれ以下も自分たちで独自に県外に単独で出している分も、農家の皆さんからしたら無農薬をやって県外に送っているという分もある。でも、なかなかそこまで対応できないという仕組みもわからない分ではあるのです。県外に出しているのは一緒なのです。そういった皆さんも、個人でやっているものも。沖縄でつくって県外に出しているわけですから、そういった皆さんをどういような形で救い上げていくのか、その辺はこれからどう考えられていますか。

○屋比久盛敏流通政策課長 確かに、現在生産者が3名以上を含んだ出荷団体に対して交付申請するという事になっていまして、なるべく個人発送—農業生産法人であればそれだけでできるのですけれども、ところが個人的に出荷している方々がまとまって、今後県外出荷の拡大が図れるかということがありますし、それから補助事業をする場合に、集団で将来の組織化を見据えてやろうということでこの方向で考えておりまして、現在はその方向で進めております。

○當間盛夫委員 その方向で進んでいるのはわかるから、だからそういったものをどう救うかということも、皆さん考えないといけないというところも要望で言うておきます。今、どのくらいの事業者というか件数になっているのですか。60件ですか、70件ですか。

○屋比久盛敏流通政策課長 現在、この間で終わった分の交付決定としましては、67団体でございます。

○**當間盛夫委員** 67団体。この仕組みが定着すればもっとふえてくるはずなのです。県外に送り出すという形になってくると、品目もふえてくるということも想定されるはずでしょう。ただこの物流のもので補助してあげるという話ではなくて、沖縄の一次産業をどう活性化させて拡大を図っていくかということが、基本的に大きなものになってくるはずでしょう。それからすると以前にもマンゴーをやるときに、沖縄のマンゴーではなくて、どこからかとってきた分を県が出荷していたという。補助金があるからそういった部分でやるという皆さんも出てくるはずでしょうから、そういった分での本当に67事業者が、正當にきちんと品目自体もしっかりやっているのかということもやらないといけないうのでしょうし、そういったシステム的なものを常に言っているのだけれど、何がどう伸びているのか、何が向こうで評価を受けて伸びていっているのかということになると、そこはシステムをつくらないと皆さん把握しきれないと思うのです。出している分がどれだけどうできているのかということも含めて。ただ向こうから伝票がきて、その伝票処理でこれだけの輸送費がかかったからそうしようということではなくて、基本的な分は沖縄からどれだけのものがどう出ていって、これがどう伸びているのかということをしつかりと把握する必要があるのですが、このシステム的なものの構築は進みつつあるのですか。

○**屋比久盛敏流通政策課長** 確かに、この事業の目的としましては、生産拡大につながるという話がございます。ただ、申請事務に関しましては、いろいろデータチェックとか、確かな県産品に対してやらないといけないものですから、それらのチェックの事務量はふえてまいります。あと、この事業の検証をやらないと、今後継続するのかという話も出てきますので、我々としてはこの生産者の所得の向上とか、生産拡大に結びつくような形で実行したいと思っていまして、そこら辺を検証するような委託調査もやっていかなければならないとは考えております。

○**當間盛夫委員** しっかりと一括交付金で鹿児島までの輸送補助ということでは、かち取ったわけですから、農家に還元されるような形のきちんとシステム的な部分をしっかりとつくってもらいたいと思っております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 平成24年度一般会計補正予算（第4号）説明資料3ページ、

強い水産業づくり交付金として1億8000万円あるけれども、これはどういう形で使うのか、この交付金というものはどうなのか、資料があれば一番よかったですけれども。事前に渡せば質問しなくても済むのですが。

**○諸見里聰水産課班長** 強い水産業づくり交付金の事業内容ですけれども、市町村、漁協等が事業主体となって漁船保全修理施設、それから冷凍庫、製氷機等の鮮度保持施設等を整備することが可能な事業となっております。採択される事業につきましては計画が3年にまたがっております、先進地視察や販路開拓に取り組むソフト事業の部分と、ハード事業がセットになっているものがございます。国の補助率としましては、ソフト事業が2分の1、それから施設整備等を行うハード事業につきましては3分の2となっております、県の歳出事業名としては、水産業構造改善特別対策事業費ということでありましてけれども、県が一律に6分の1を上乗せする事業スキームとなっております。それから対象箇所ですけれども、北大東地区、本部地区それから沖縄地区、糸満地区、与那原地区、久米島地区、竹富地区の7カ所となっております。整備する施設内容ですけれども、製氷施設、加工施設それから荷さばき施設、漁船保全修理施設ということになっております。

**○吉田勝廣委員** わかりました。先ほどの當間委員の質問の中で、例えば補助金を活用して土地を購入して、また収益を上げるということは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律―補助金適正化法であるとかそういうものに触れるのか触れないのか、どうなのですか。

**○川上好久総務部長** 補助金適正化法、それから今回沖縄振興特別推進交付金の話も先ほどから出ているわけですがけれども、沖縄振興特別推進交付金の要綱の規定上は、国庫補助事業により取得した土地を有償で貸し付けてはならないといった規定はないわけです。そしてまた一方で、地方自治法ではまた別の規定ですけれども、地方公共団体の財産を貸し付ける場合は適正な対価によることを原則とするという、逆にこういう縛り方をしています。したがって、法律とその要綱というものを並べてみますと、この沖縄振興特別推進交付金を財源として、例えば駐留軍用地の土地を買ったりした場合、これを貸し付けた場合には有償が原則という流れになるわけです。

**○吉田勝廣委員** そうすると一般的にも補助金で土地を買って、それを有償で貸し付けることができるということで理解していいのですか。

○川上好久総務部長 もう一つまた補助金適正化法では、交付の目的に反して貸し付けてはならないという規定があるのです。ですから、そこが我々がやっていく事業の中で、それに抵触しないかという判断が必要になってくるということなのです。

○吉田勝廣委員 交付の目的ということもよくわかるのだけれども、例えばみずから事業をするか—もう少し突っ込むとその土地を購入するときに、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて大体普通は購入する。すると、例えば基地の中の相場というものは、軍用地料掛ける何カ年分とか、例えば25年とか20何年とかあるわけです。この辺はどういう見立てをしているのですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 土地の評価に関しましては、宜野湾市が既に用地の取得を行っておりますけれども、不動産鑑定を行いまして決定しております。一方、新聞広告などにもいろいろ賃借料の何倍という数字が出ておりますが、これにつきましては状況によってさまざまであります。一般的には新聞の広告を見ますと、25倍から30倍の間で取引されています。

○吉田勝廣委員 県としては不動産鑑定を入れて購入すると。その掛ける何倍とかやって。

○下地正之企画調整課跡地対策監 はい、適正に。

○吉田勝廣委員 例えば不動産鑑定を導入するときに、基地であるのと基地でないのと、返還されて後から購入するのと返還しないうちに購入するのと、普通は大分値段が違うのです。ですから、先行取得するということはいわゆる基地の中の土地を買うわけですから、不動産鑑定士はその価格をどう見るかと。返還されたときの土地と返還前の土地をどう見るかということは、不動産鑑定士の査定で非常に大きく違うのではないかと思うのだけれども、その辺はどう判断しますか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 実はこれに関しては、これから検討していくことになるのですが、先ほども申し上げましたように、宜野湾市においては一般的な取引事例の比較方法に基づいて鑑定しておりますので、現在宜野湾市が鑑定している手法を参考にしながら、さらに吉田委員が言ったようなことも考えながら決めていくということになります。

○吉田勝廣委員 もう一つ、これは時限立法ですね。そうすると、基地の移設先がなくてこの10年が切れた場合、基金制度があって先行取得は結構だけれども、その土地が全体的に買えない状況に追い込まれたときに、まだ基地移設ができないといったときの想定はありますか。

○川上好久総務部長 時限立法という制約は、どうしようもなく今の時点であるわけです。ただ、この10年の間でそういう準備をするために沖縄振興特別措置法それから跡地利用推進法もつくって、そしてまた税制も含めて整備をされているわけです。それに向けて作業を進めていく必要があると思います。この辺はいろいろ状況が読めないところもあるのですけれども、そこはまたその段階で国のほうとも相談をしていくことになるかと思っています。

○吉田勝廣委員 きょうの一般質問でも、嘉手納以南の6施設があって、そこもやはり基金制度をつくって、その基金でそこを購入すると。いろいろな跡地利用関係の計画をつくって。そのときに、要するにこれまでも相当時間がかかっているわけです。普天間飛行場が移設するといったときから15年はたっていますか。そういう意味からすると、この法律がまた延長するかどうかは別として、要するに返還する時期が明確ではないだけに、この想定がなかなか難しいのです。そうすると、その基金で購入した土地で逆に県が地主になるわけです。そういうときに、国からなぜ国のお金で買ってまた土地代を取るのかと、そういうことはないのかどうかとか。要するに明確ではないだけに難しいのかと。そこがやはり何らかの一沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律などの法律で、もう少しそこに突っ込んだ、こういう場合はこうするのだという言い方をつけたほうがいいのか、どうですか。

○川上好久総務部長 そこまでの想定は法律の制定時に議論はされていなかったわけです。ただ、現実の問題として、先ほど質疑がございましたように普天間飛行場は民有地がほとんどです。今のような形で放置をしていると、どんどん散逸していく状況であると。あと、計画を立てて実際に事業をしようとするときに、なかなか事業着手ができなくなるのではないかという議論はずっと積み上げられてきたわけです。そのための方法として今回こういう先行取得制度ということが認められたと。もう一つは、基金で購入した土地にこれから賃料が発生するのはおかしいではないかと。これは通常の補助事業であればそうかもしれませんが、これはこの基金そのものが、本来土地を購入するわけですから、それをまた組み入れて土地を買うということ自体には性質的にはそれほど

問題はないだろうと。また、先ほど申し上げましたように、今法律要綱を読み込んだ状況の中では、これは特に抵触する話ではないという判断です。あとは内閣府も同じような判断です。

**○吉田勝廣委員** それで、国庫支出金に対する県債とか一般財源、この割合を教えてください。これからこういう割合でいくのか、今国庫支出金51億4202万9000円あるけれども、県債が1億3800万円、一般財源が3億8000万。これから基金制度をつくるというときに、大体こういう形でやっていくとか説明をしてください。

**○川上好久総務部長** これは基金の積み立てであって、交付金そのものは国庫10分の8です。通常の事業だとハード事業は起債を充当して、その償還については交付税措置をするという仕掛けになっておりまして、ソフト事業の場合は10%相当分の特別交付税というスキームになっております。この基金については、一般財源を全部積み立てるとなかなか大変な話なので、国庫10分の8、そして10分の2は全て起債をはめるということで今相談をしております。そして、これを償還するときの2分の1相当分については、普通交付税で措置をすると。実質、10分の1の負担があるようなスキームで相談をしております。

**○吉田勝廣委員** だから、この一般財源があるものですから、恐らくそういうものだと思う。10分の8は国庫支出金、起債は2割にして10分の1はまた戻ってくると。そうすると実質10分の9になると。一般財源にこう書いてあるものだから、こういうとおりでいくのかというこれからの予測を聞いていたわけです。そうであるならば大いに結構なことです。

**○仲本朝久財政統括監** この一般財源の約4億円なのですが、基本的に部長が答弁したように10分の8が国庫、10分の2については起債ということで考えております。この分の4億円につきましては、まず想定して69億円が必要なものですから、それに対する10分の8について基本的に国庫措置するのですが、今般ほかの特別調整費や沖縄振興特別推進交付金を使った事業の執行が、2月のほうにいったときに厳しくなるといったときには、この分で振りかえてここに積み上げていこうと。そうすることによって、この沖縄振興特別推進交付金は、ほかの事業でもし余ってしまったという場合には、この分はここに積み立てて、最終的には一般財源にこれを振りかえていこうという目的で4億円を積み立てております。

○吉田勝廣委員 余りいい方法ではないと思いますけれども。これからそういうところは明確にしたほうがいいですね。見ていて少し不明確なものだから。次に、6ページ。基本的には先ほど中間委員も言ったのだけれども、いろいろあってせつかく予算をとったものも返還しないといけないと。そうするとここに、分みつ糖振興対策事業費と含みつ糖振興対策事業費があって、この歳入にもいわゆる含蜜糖の振興費が書かれているわけです。国庫支出金の中の3ページ、含みつ糖振興対策費補助金という1億1730万円入っているわけです。片方で事業ができなくて返して、片方で補助金が出ている。この辺の内容を少し説明してもらえないですか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 委員がおっしゃいましたのは、分みつ糖振興対策事業費でよろしいですか。この分みつ糖振興対策事業費ですけれども、中身としまして補助金に2つございます。基本的に国庫が10分の8と県費2割という、いわゆる沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県糖業振興対策事業費補助金。もう一つは、国庫が10分の10の沖縄県製糖関連施設緊急整備対策事業費補助金という2つがございます。今、後者のほうの沖縄県製糖関連施設緊急整備対策事業費補助金につきましては、去る製糖期—御存じのように大幅な減産を受けましたので、それを受けまして国のほうが工場に対しても支援をするといったような考えから、国庫10分の10の事業として、平成24年5月1日に新規に事業化された経緯がございます。5月1日新規ということで、今年度この事業を実施するに当たりまして、1億1730万円の国庫を受ける必要がありますので、その分について国庫の増額補正という流れが一つございます。その一方で、いわゆる既存事業といいますか、既決部分につきましては国庫が10分の8の補助事業のほうですけれども、これにつきましては片方で製糖企業のほうが大幅な減産もあってかなり経営的、体力的に厳しい部分が出てきたところがございます。こちらの事業については、当初の予定よりも事業規模を幾らか縮小したといった経緯がございます。こちらのほうにつきましては逆に1億2144万4000円程度の減額が生じるという見込みがございます。結果的に、その差額に当たります414万4000円を今回減額補正するということです。片方で事業を増額いたしまして、片方で減額と。委員が違和感をもたれた国庫がふえて、全体としては事業額は減額かというところで非常に違和感を持ったと思います。このように補助率の低いものから高いものへ事業をシフトした結果としまして、事業全体としては400万円程度の減額になるのですけれども、財源内訳で見た場合については、国庫分についてはお示しの数字が増額という形になっております。

○吉田勝廣委員 この6ページの下のほうもそれでいいですか。この含みつ糖振興対策事業費で約7億7194万円も補正額で。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 含みつ糖振興対策事業費につきましては、中身が異なります。含みつ糖振興対策事業費につきましては、各社含蜜糖工場それぞれ生産条件等が異なりますので、それぞれ不利性を抱えております。県のほうとしましては、この含みつ糖振興対策事業費の中で、生産条件不利補正対策事業というものを実施しておりまして、この事業の基本的な考え方としましては、各含蜜糖工場ごとに黒糖の販売粗収益と製造コストとの差額を基本に考えまして、それで支援単価を設定いたしまして、その支援単価に掛ける産糖量の金額を、工場への条件不利補正という形で支援を行っているわけです。御存じのように、先ほど申し上げたとおり大幅な減産があった結果としまして、残念なことにこれだけの不用額が生じる結果となったということでございます。

○吉田勝廣委員 これはことしはこうだけれども、来年の見込みはどうなりそうですか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 さとうきび全体で見ますと、11月1日時点の見込みでは、おおむね73万トン前後にはなるだろうかと。実は台風15、16、17号が来る以前は現場の努力等もありまして、80万トンを上回るのではないかとといううれしい期待もあったのですが、残点ながら台風の影響があって現時点におきましては73万トン。ただ、含蜜糖地域につきましては、比較的台風の影響が県全体から比べれば少なかったということで、黒糖の産糖量に置きかえますと、8000トン前後は今期24年産は出てくるのではないかと期待しております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 この基金とも関連するのですが、特定軍用地の買い上げについてです。これは予算と17ヘクタールでいくと、坪当たり幾らになるのですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 坪当たりといいますか、平米では宜野湾市の取引価格も参考にしながら4万円。坪にしますと13万2000円ということになります。



○玉城義和委員 結論を先に言うと、當間委員もおっしゃったように、いろいろな問題点が恐らく想定されるのは、国庫でありながら県がそれを買うと。県有地として貸すということから出てくるのだらうと思うのです。そういう意味では、据わりが悪いといいますか、すっきりしない。ですから、この跡地利用については国の責任でという大方針も一方にあって、そうであれば当初から国で国有地として買い上げておけば、最後まできちんと行けるだらうと思うのです。1つは、県が買ってそれをまた防衛省に貸し付けるということになるわけですが、そのときの防衛省との交渉というものはできていますか。先ほどから出ているように、地代はどうするかとか、その辺の段取りはできているのですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 防衛省の見解としましては、県が特定駐留軍用地内土地取得事業により取得した軍用地について、賃貸借契約などにより返還までの間、使用権限を取得する必要があるとは承知しているということがあります。また、この事業は沖縄振興特別推進交付金が充てられていることから、今後補助事業を実施する県、交付金を交付する内閣府との間で調整がなされるものと承知しているということで見解を受けております。

○玉城義和委員 一般論としてそのとおりのだけれど、例えば私のほうで防衛省で問い合わせた結果は、契約についての細かいことは一切わからないと。まだやっていないと。これについてはこれからだと。基金をつくっていくということも、細かく聞いているわけでもないという正式な返事なのです。ですから、契約をして、国庫で買ったものを県が国に貸して、また利益を得るということはどういう支払いの仕方をするのか、どういう契約の仕方をするのかについてはこれからですという担当課長からの返事なのです。どうなのですか。

○川上好久総務部長 今の段階は、先ほど吉田委員にも御答弁させていただいたように、我々は基金をつくるに当たって法律的な問題がないかどうかチェックをしながら内閣府と調整をしております。先ほど申し上げましたように、その補助金適正化法それから沖縄振興特別推進交付金交付要綱の規定の中から、その取得した土地を有償で貸し付けてはならない規定はないということが一つあります。そして、むしろ地方自治法は適正な対価といううち方をしている。あと、補助金適正化法では交付の目的に反して貸し付けてはならないという規定があって、そのことが我々が持つ基金の意味から交付の目的に反する話かという、そうではないという判断です。したがって、この基金で取得した財産

について地代を受けることについては、制度上、法律上抵触する話ではないと。これは県のほうも内閣府のほうも同じ意見で整理をしております。具体的に財務省ともやりとりは内々にやっている状況ではあるわけですが、それをやる中で契約の相手方—具体的にそれが移ってきたときにどうするかということは、これからの話になるわけですが、今の段階では法律的にはそこは問題ないものという形で整理をして進めております。

**○玉城義和委員** 法律で禁止されていないというだけであって、具体的にこういうことが防衛省として実際に、この局面でどういうようにするかということは、まだ議論もしていませんということが私の問い合わせに対する防衛省の返事だったので、この買い取り自体に云々言っているわけではなくて、それは非常に結構なことでやるべきですが、どこが買い取るかという主体だと思っております。県は普天間飛行場の閉鎖、返還を言っていて、一方で県有地を軍用地として貸し付けるというどうしたって自己矛盾。それから、国の責任でやれと言っているのに、県でそれ取得していくと。例えば、公園だとか実際に返還されて事業が始まったときに県有地はまた国に売ること、そういう矛盾も出てくる。要するにこの問題は、本来は国が買い上げるべきところを、県が中に入って、それも国庫で買い上げて、国にまた貸すというところから矛盾が出てきているわけで、私は本来の法律の成立経過はわかりませんが、本来であれば当然国の責任でこれは買い上げておいて、そして必要なときには県に払い下げるとか、事業が始まったときには払い下げるということが、非常にスムーズに流れる本来の法的な安定性があるのだらうと思っております。非常に据わりが悪いというか、持って回ったような制度になっているのではないかと思っております。ですから、そこのところは事業が始まる時に、国にもう一回売ることとかいう問題が発生するし、どこの責任でやるのかということも発生しますし、これが長期化してずっと県有地として持っていくというときに、どういう障害が出てくるのかということもなかなか今のところで想定されないところまで考えると、法律ができたばかりで即どうのこうのということは難しいかもしれませんが、本来の取り組みとしてはそういう取り組みをすべきだったんだらうと思われま。そこのところは少し時間をおいても、今回はそういう制度で走らせて、1年、2年くらい見ながら、少し修正をしていくということは必要ではないかと思っております。中長期的にいくとどうしても矛盾が出てくるのだらうと思いますが、その辺はどうですか。

**○川上好久総務部長** 今委員が言われることもよくわかるのですが、要

するにまず1つは、県は例えば普天間飛行場の移設を求めながら、それを買ってまた貸し付けているというのは矛盾になる。しかし、それはやはり時間的な経過というものも必要であって、過渡的にそういうような事態はどうしても出てくるわけなので、そこは特に問題ないと。むしろ、放置していると県外からいろいろな形でやはり買われてしまう。いざ事業をしようとするときに、それがなかなか実行できないということを予防するために、こういう先行取得制度というようなものは、これまでの周辺市町村なども含めた議論の中で出てきた話であって、そこはそこで整理をして。それともう一つ委員が言われる話も、国との事業をどういう形でやっていくかという話については、これから後整理をしていける話だと思っております。

**○玉城義和委員** 誤解なく言っておきたいのですが、私は買うことについて云々と言っているわけではないのです。乱売されて虫食い状態になることを防ぐために、それは必要です。私はその主体の話をしているわけです。もう一つはその一括交付金で買うという方法ですけれども、その69億円という相当な金額をせっかくの一括交付金から出して、そしていざ事業となったときにそれが無償で国に譲渡されたり、公園とか何とかの用地として。そうなってくると、一括交付金の使い道としてどうかという問題が今度は出てくると思います。ですから、そのもう一つは、一括交付金はどこまでいつまできちんと交付されるのか等々もあるわけです。17ヘクタールということは、例えば道路の部分だけを買うわけではなくて、あちこちを買うわけですね。要するに、どこでもいいから買えるところを買うわけですね。買えるところを買っていて、後どうなるかわかりませんが、道路をつくるときにその道路の所有者とも交換できるのかどうかということになってくるだろうと思いますが。要するに、一括交付金というせっかくの制度の資金をこういうことで使ってしまっって、後ほどそれが国の責任での事業に転嫁する場合にどうかということ。それから、一括交付金がどれくらいの時間的長さで交付されるのかという意味で、持続的に軍用地を県が買えるシステムが保証されるのかという問題もあると思うのです。ですから、その点を考えていくとどうしても国庫で最終的にはもっていかないと、不安定というかそういうことになるのではないかとという危惧をもっているのです。買うこと自体に云々と言っているわけではないです。今回はそれで発足させて、少し時期を見ながら、新政権もできるようですし、新しくもう少し安定的なものにして仕上げていくという必要があるのではないかと思います。

**○川上好久総務部長** まず、1点目の一括交付金がいままでかという話につい

ては、これについては法律で打たれた話なので、少なくとも10年間の期間は制度上保証されていると理解をしております。確かに、委員が言われるようなこれからやっていく事業、また防衛省にしろ計画をこれからつくるわけですから、どれが国の事業か県の事業か役割分担の中で、その金で取得した土地をどうするかということは、これから調整をしていく中で今言われたような課題については、また議論をしていきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 去年、先行用地取得のための基金をつくって、先行用地取得を思い切ってやるべきだということを議会でも取り上げてきました。そのときの財源というものが、1つが一括交付金、あるいは土地開発基金が65億円あります—これも使えるのではないかとということと、あるいは県民債ということも当時話したこともあるのだけれど、これができたのは大いに評価しています。それで、はっきりさせないといけないのが、普天間基地の固定化を絶対に許さないと。早期閉鎖、返還を勝ち取るのだということでの、県が先行用地取得することによって県の決意をしっかりと示すと。ここは絶対返してもらうということです。それで、先ほどあったようにいろいろな国外の方、本土の方、あるいは県内の不動産がどんどん買い占めていって、いざ返されたときに跡地利用がなかなか困難になってしまうというようなことがないようにということで、先行取得をやると思うのです。そうですね。

○川上好久総務部長 そのとおりです。散逸することを予防することと、もう一つはやはり民有地が多いということで、公共用地を先に確保していかなければならないという趣旨でつくられております。

○渡久地修委員 それで今ここで買おうとしているのは、いわゆる県の公共施設の部分、いわゆる国の100ヘクタールとかではなくて、県がいろいろな高等学校をつくったり、公共施設をつくったり、県道部分を買おうということでしょう。市町村分とか、国の公園分という部分ではないでしょう。どうですか。

○川上好久総務部長 まだ基地跡地の利用計画というものがきちんと決まっていな段階なので、今見えている幹線部分について、ことしとりあえず予算措置をしたということをございます。

○渡久地修委員　ですから、この幹線分ということは県道の話ですか。

○川上好久総務部長　県道です。

○渡久地修委員　去年聞いたときには、高等学校をつくる、それから県営団地をつくる、県道をつくる、そういった部分で大体65億円くらいかかるのだと、その分の先行用地取得。宜野湾市は宜野湾市でやっています。ですから、要するに国の公園も含めて県で買おうということなのですか。どちらですか。

○川上好久総務部長　これはこれから利用計画をつくる中で、県は国家プロジェクトを導入してくれということも要望しております。一方では、先ほど申し上げましたように、この取得の目的はやはり公共用地を先行取得しないと、いざ事業実施するときに困るだろうと。いずれにしても県が確保することによって、さまざまな細かい調整ということは今後事業計画ができて、どれだけの用地が必要かという中で調整が出てくる性格のものだと思うのです。今のところはこの計画全体が見えていないものですから、県がやると間違いなく道路はつくるわけでありまして、そこの分についてはことし計上させていただいているということです。

○渡久地修委員　いずれにしても、いろいろな微調整があったにしても、大部分は一県がやろうとしているのは、県道であったり県の公共施設であったり、いわゆる県分だということで理解していいですか。

○川上好久総務部長　今回計上したものは、全てそうでございます。

○渡久地修委員　今言った69億円の根拠というものは、これだけ必要だということに計算して、企画部からこれだけ必要だから下さいということを出したのか、あるいは一括交付金が今のままでは大変だということをやったのかどちらですか。

○川上好久総務部長　5月の補正の段階でこの話は申し上げましたけれども、約1割相当分はぜひともこのような基金でつくっていきたいということをお断り申し上げました。その時点では基金ができるかどうか、それから繰り越しもどうかと、いろいろな議論があったわけですが、制度そのものが固まっていない段階で、ぜひ基金というようなものは、県としては制度としてもまたつく

っていかないといけないし、なおかつ跡地ということも掘り下げてきて、そういうようなものについて1割程度は計上したいというようなことは申し上げてきたところです。

○**渡久地修委員** 財源内訳ですけれども、県債で10分の2で、後で戻されてくるとか言っていたけれども、これは戻されてくるのは県債でなければだめなのですか。例えば、一般財源とか全部ここに充てていたらできないのですか。あるいは、土地開発基金のものを充てていたらそれはできないのですか。

○**川上好久総務部長** 通常の公共の事業だと、例えば施設整備だったら10分の8の交付金と、それから充当率によるのですが7割か8割かの起債をはめて残りを一般財源とする。そのうちの全体の10分の1相当分を交付税でみるというスキームになっているわけです。実質10%負担するとなっているのです。今回の場合、基金に積み立てるわけですから、それを一般財源でずっと積み上げていくというとまた膨大な金額になるわけです。では、どの時点で交付税措置をするかという問題が出てくるわけです。そういう意味で、今回我々が国のほうと調整をしたのは、まず2割相当分は起債ではめていく。その10%相当分一償還は毎年出ますから、その起債の償還分の半分相当は交付税措置させる。そのことは結果的には、県の負担分は1割で済むという整理をしたわけです。

○**渡久地修委員** 交付税措置というものは、起債の償還分でないと措置されないのか。例えば県債分を土地開発基金から充てていたら、その分も交付税措置されますか。

○**川上好久総務部長** こういうケースは考えていなかったのですけれども、厳しいかと思います。今、起債で調整をしております。

○**渡久地修委員** せっかく土地開発基金というものもあるわけだから、そういったものが可能であれば、全額65億円これに充ててもいいという考えも持っていたのだけれど、一括交付金ということになっている。こういうお金がついたということはとてもいいことだと思うのだけれども。

○**川上好久総務部長** 土地開発基金は、基地跡地の先行取得ということ以外にも、やはりいろいろな用途に使わないといけないわけなので、そこはまたこれの中に入れるという話は今のところ考えておりません。

○渡久地修委員 いずれにしても、これは早期返還を勝ち取っていくという意味で、ぜひ頑張っていたきたいと思います。また企画部でももう少し詳しく聞きます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

○具志孝助委員 このまさに今の玉城委員、渡久地委員の質問の関連した話ですが、いわゆる17ヘクタール、約69億円の要求なのですけれども、この17ヘクタールというものの内訳一ひっくるめて公用地と言っているわけですが、どのような内訳を考えていますか。私が聞きたいのは、道路ということは当然の話ですけれども、そこは軍用地跡地利用計画との関連で、どれくらいの跡地利用計画における公用地が必要ということが固まっているのかという部分、ほとんど道路用地として最低このくらい必要だという見方なのか、あるいはあそこは交通結節点として開発していきたいということも聞いたりするのですけれども、そういうようなものに含まれる用地も想定しているのか。今、説明できる範囲内で、この17ヘクタールの利用計画の大まかな説明を聞かせてください。道路用地として幾ら、何々用地として幾らということがわかれば。今の段階で結構です。

○下地正之企画調整課跡地対策監 17ヘクタールについては、先ほどから説明しておりますように道路用地です。今のイメージでは、普天間飛行場内を通る縦と横の幹線道路です。

○具志孝助委員 今回の17ヘクタール分、69億円というものは、ほとんど道路用地としての公用地というわけですね。そうすると、これから基金を設置して将来やっていくわけですから、今現段階の計画としてはどれくらいの公用地を確保していきたいと考えていますか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 現在は県と市が共同して調査を進めているところであります。今年度に幹線道路でありますとか、公園の配置方針を定める予定です。ただ、面積についてはまだ具体的に今の段階では定めることは難しいと思いますけれども、大まかなフレームとしましては、やはり公共用地で約4割という試算が出ております。そのほかは宅地となりますが、その宅地の中でも例えば学校施設であるとか、そういった公営住宅とか、それも公共用

地としてカウントすることになるかと思いますが、今の段階ではおおよそそういったイメージです。

○具志孝助委員 今の段階ではこの程度の説明しかできないのですか。もう少し質問を加えるのですが、公用地としておおよそ4割と。あそこは全体でおおよそ500ヘクタールと言われていていますね。500ヘクタールのうちの4割は公共用地として使っていきたいと。かなりの面積です。やはりかなりの面積を公共施設としてやっていきたいと。私が知りたいのは、どういう構想を持っているのだろうかという話なのです。この4割の内訳をどのように考えているのかと。

○下地正之企画調整課跡地対策監 その公共用地の内訳ですが、まず道路用地があります。そのほか公園、緑地含めて約4割。具体的な学校施設でありますとか、公営住宅とかそれについてはまだ具体的な面積は出ておりませんので、それが加わったものが公共用地ということになります。ですから、40%よりふえて、約45%くらいだと見込んでおられます。

○具志孝助委員 17ヘクタールというと、全体の何%になるのですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 約3.5%です。

○具志孝助委員 約3.5%を来年度—平成25年度から着手したいということですね。全体としては40%くらいの公用地を確保したいということですから、いわゆる今の事業計画でいくと、かなりの年数がかかりますね。17ヘクタールが3%であれば、このようなものではないと思っています。もっと早目に促進しなくてはいけないと思っています。公用地の取得は、返還してよいよ事業を着手する段階では、当然4割に当たる面積は当然取得をしておきたいという考えを持っているのですか。いわゆる普天間の飛行場が返還されるまでには、4割相当の公用地を必要としているわけですから、先行取得をしたいという計画で取得計画を考えていらっしゃるのですか。いわゆる、何年くらいでこれを達成しようと思っているのかということになると思いますが。

○下地正之企画調整課跡地対策監 4割が公共用地の面積ですが、一般的に返還後は区画整備事業等を導入しますので、必ずしも全部を先行取得ということではなくて、減歩で対応するものもあります。ですから、先行取得する分は一それも具体的ではないのですけれども、今の段階では約20%から25%く



らいたが必要な面積だと考えております。

○具志孝助委員　ちなみに新都心が返還されて、今ああいうようになりました。あれが公共用地としては、全体のどれくらいを占めることになるのですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監　那覇新都心は、全部で214ヘクタールありました。そのうち先行取得の面積は、約51.9ヘクタールということです。

○具志孝助委員　そうすると何%ですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監　約24%です。

○具志孝助委員　やはり普天間飛行場の跡地については、かなりの部分、公共施設を導入していきたいという意欲が感じられるわけですが、何としてもあそこは懸案になっている普天間の飛行場の返還—これは誰もが願うことで一刻も早く返還を我々は要求しているわけですから、当然これらの計画と整合する形で早目の取得を進めていかななくてはいけない。政府もそれは言っているわけですから、どういう形で返還するかというところで今難しい問題が横たわっているわけであって、政府もそれは確かにそうだと、早目に返還を実現させたいと言っているわけですから、我々の要求がかなうことでもありますので、ここは思い切って早目に公共用地を取得するという形での予算の動きをやっていくということは、かなり強力に働きかけられるとっておりますから、そのように頑張ってくださいと思っています。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員　4点ほど事業の内容を御説明いただきたいと思います。5ページの交通運輸対策費ですけれども、航空事業者への負担金の増額補正ということですが、このことによって事業者へ幾らずつの支援をすることになりますか。

○玉城恒美交通政策課長　平成24年度当初予算で16億4000万余りを計上させていただいておりました。利用者が県の想定を超えて、離島住民の皆様にご利用していただきまして、今上半期で約42%の増加となっております。その分当初の

予想よりも予算が必要になってきておまして、約2億7600万円ほど今議会で補正として計上させていただいております。この2億7600万円の内訳ですけれども、これについては航空会社としては日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアコミューター株式会社、それから全日本空輸株式会社—ANAという形で配分されていきますけれども、具体的な配分額というものはこれからの利用者の推移、実際に利用した航空会社にその分ずつ配分させていただくという形になりまして、現時点で各航空会社に幾らということは申し上げられないというところなんです。年度末になった段階で、各航空会社にどれくらいということがはっきりわかります。

○高嶺善伸委員 宮古—那覇間については、スカイマーク株式会社が参入して自由競争で価格が安くなっているという関係もあって、那覇—宮古間に関しては、一括交付金を利用した沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業は適用されておられませんね。

○玉城恒美交通政策課長 はい。

○高嶺善伸委員 そうすると、この航空会社の経費負担を新聞報道で見ると、宮古の格安航空会社—LCC参入によって、むしろ沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業よりもさらに安い航空運賃を設定して、経営努力によって事業費を捻出しながらやっているということでありましたが、片や一括交付金を利用してそういった軽減した分を補填するという意味では、航空会社の路線ごとによって各事業者の負担が大きく異なっているということになりますけれども、そういうことなのですか。

○玉城恒美交通政策課長 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の基本的な考え方というものは、航空運賃に関しては離島住民の皆様には新幹線並みの料金で提供するというので、おおよそ約4割ほどの軽減、負担という形になります。今、宮古—那覇間については、ある意味でそれよりも安い料金が提供されているということですので、仮に県が支援をした場合よりも安い料金で御利用いただいておりますので、支援策ということは今のところは宮古に関しては必要ないと考えております。

○高嶺善伸委員 それで、各事業者ごとの支援額については数字は出せないということでしたが、今適用されている離島航路の路線ごとに、どれくらいの一

括交付金が今回の補正も含めて充当されるかわかりますか。

○玉城恒美交通政策課長 上半期については把握しております。今細かな数字を手元においてございませんので、また後ほど御提供させていただきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 それは資料で提供してください。それから、福祉保健部の特定疾患対策費ですが、この受給者の増加に伴う増額補正となっておりますが、当初予算の数字がわかりませんが、それも含めてどういう疾患がどれくらいふえて、どういう補正になったのか、内容を聞かせてください。

○波平志津代薬務疾病対策課班長 特定疾患は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病、いわゆる難病といわれる130疾患のうち、ベーチェット病等56疾患について治療研究を実施し、治療方法の確立と医療の普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした事業でございます。本事業は昭和48年から開始され、対象疾患の増加、整理統合を行い、平成24年度現在56疾患に対する保険診療の自己負担分について、一部または全額の医療補助を行っている事業でございます。当初の見込みですけれども、当初予算は平成22年度の実績の伸び率で予算を見込みさせていただきました。今回の補正については、平成23年度及び上半期の事業費の伸び率を勘案し、見込んでございます。平成22年度は患者の増加率が、前年度に比べて267名の増加でしたけれども、平成23年度末の実績で言いますと512名、前年度比で言いますと7.3%の増加がございまして、今回の補正となっております。平成24年度の当初予算額は12億7619万円を見込んでおりました。今回の補正に伴いまして、見込額が13億5892万円となっております。補正額は8273万円となっております。

○高嶺善伸委員 そうすると、対象疾患は56、対象受給者は512名ということですか。

○波平志津代薬務疾病対策課班長 平成23年度末の実績ですけれども、対象者が7479名いらっしゃいます。

○高嶺善伸委員 7ページのほうの水産業構造改善特別対策事業費ですが、補正の増額内容についてお聞かせください。

○諸見里聰水産課班長 今回の補正は、平成25年度に整備する計画でありました久米島の鮮度保持施設、荷さばき施設、それから竹富町小浜島の加工処理施設について、漁家の早急な経営改善が必要であること、それから平成25年度以降につきまして継続事業のハード事業が重なっていること等から、当該2地区分を前倒しで実施するものでございます。

○高嶺善伸委員 当初予算のときに審査していないのでわからないのですが、結果的に久米島、小浜地区の両事業は当初予算と追加分も含めて、幾らくらいの事業になるのですか。

○諸見里聰水産課班長 久米島につきましては当初予算が3012万円のところ、今回2億4984万円となります。竹富地区につきましては当初予算60万円のところ、8582万6000円となります。

○高嶺善伸委員 9ページの繰越明許費と関連すると思うのですが、この26億円の繰り越しですね。減収は一括交付金関連だとすると、年度補正で一括交付金関連事業を補正減されたものと、今回特別自由貿易地域の賃貸工場に積み増しして、それをみんな繰り越したのかという印象を受けるのですが、7ページのこの歳出と繰越明許費での事業、予算のかかわりも含めて御説明ください。

○大城玲子企業立地推進課長 今回の繰り越しの工鉦業費の26億9674万5000円のうち、特別自由貿易地域の賃貸工場整備事業につきましては、21億4736万4000円を繰り越すということになっております。これと今回の補正との関係でございしますが、7ページのほうの特別自由貿易地域振興費のところ、7億5600万円の補正を計上してございます。これは当初から特別自由貿易地域賃貸工場整備事業として24億123万円を計上してございましたが、今回高度技術製造業等に対応できるように賃貸工場のスペックを変更しましたので、それに合わせての補正でございします。そのため、設計とか仕様の検討に時間を要しましたので、21億円余りの繰り越しとなっております。

○高嶺善伸委員 これは余り内容がわからないので、資料を出してくれませんか。

○大城玲子企業立地推進課長 はい、わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、平成24年第3回議会乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例について、審査を行います。

なお、本議案につきましては、6月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 それでは、別添の資料1をごらんください。

総務部が平成24年第3回定例会に提出し、継続審議となっている乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例についてですが、第3回定例会以降の新しい事実はございませんので、説明を省略させていただきます。

乙第1号議案については、以上でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、平成24年第3回議会乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成24年第3回議会乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県高校生及び被災生徒等就学支援基金条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 与野党議案説明会でお配りしました資料2、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、高等学校等就学支援金の加算支給の対象となる世帯の基準額が変更されたことに伴い、新基準で加算対象とならなかった世帯の一部について特例措置を行うこととされたため、当該特例措置の財源に充てる必要があることから、基金を処分する場合の特例を設けるため、条例を改正するものであります。

乙第1号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の規定に

基づき、個人の県民税の均等割の税率の特例措置を定めるため、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

個人県民税の均等割の税率は、本則において年額1000円としているところですが、同法の規定に基づき、平成26年度から平成35年度までの税率について、本則に定める額1000円に500円を加算する措置を講ずるものであります。

乙第2号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 平成26年度の県民税から定額増額、これを今回提案する理由はどうなっていますか。

○川上好久総務部長 これは法律で、平成26年度から平成35年度まで10年間で打たれております。東日本大震災の関連の復興財源確保となる関連法が平成23年12月に成立をしまして、国税や県税でいろいろあるわけがございます。地方税法の中でこの均等割については、平成26年度から平成35年度までと打たれております。その理由は平成24年度から復興関連の事業開始をするわけがございますけれども、そうしますと、これは基本的には起債でやることになっております。起債の償還がおおむね平成26年度ぐらいから発生をするということで、平成26年度から10年間の開始ということで、そういう期間となっているわけがございます。

○高嶺善伸委員 県民税は500円加算ということは幾らになるのか。増額分負担500円というのは、県民税としては総額幾らぐらいになりますか。

○川上好久総務部長 約2億5573万3000円という試算をしております。

○高嶺善伸委員 ついでに市町村民税の均等割500円分の増額分まで教えてくれませんか。

○川上好久総務部長 市町村は同額で2億5573万3000円になります。500円ずつの増額になります。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から本会議では増税分で約13億円という答弁があったのではないかとの指摘に対し、川上総務部長から本会議では税制改正の本県への影響額ということで、子ども手当創出等に伴う扶養控除廃止で約13億円の増という答弁をしたとの説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 今の話だと、復興増税分で市町村民税と県民税を合わせると約5億円ということになるのですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から本会議では復興増税は44億円と答弁していたが、なぜ復興増税分が5億円なのに、44億円の増額となっているのか確認があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 本会議でお答えしましたのは、東日本大震災の復興財源確保以外も含めて、税制改正全体の話をお答えしました。もう一回お答えしますと、税制改正の本県への影響額について問われておりました、国税、県税、市町村民税に対して今後の社会保障等の財源確保のための消費税で約963億円。そして子供手当創設等に伴う年少扶養控除等の廃止で約13億円の増。これは東日本大震災関係ではないわけです。それ以外に、東日本大震災の復興財源確保のための復興増税で約44億円というお答えをいたしました。この44億円の内訳ですけれども、個人住民税、これは市町村民税と県民税を合わせて約6億855万円。この中には、今の均等割以外に退職手当の控除が廃止による増分が入っております。個人住民税で6億855万円、そして復興特別所得税—これが16億3300万円、これは国税です。そして復興特別法人税が約22億円、合計で44億円という数字になっております。そのうち、今般御説明をしております部分につきましては、均等割の分だけは2億6000万円ということになるわけです。



○高嶺善伸委員　それで最近の若い人たちから、子供手当の導入に伴う県民税については扶養控除がなくなったために、今までの五、六倍ぐらい、県民税が多くなっていると。これは大変だという話をよく聞くのです。その点、今議案とは直接関係ないですけども、扶養控除廃止に伴う県民税の増税分は把握しておられますか。

○川上好久総務部長　子供手当創設に伴う年少扶養控除、これの県税への影響額は約12億円ということになっております。県民1人当たりの負担が約819円と試算をしております。

○高嶺善伸委員　1人当たりに換算すると、所得のいろいろな条件もありますけれども、少しわかりにくいです。いずれにしても、今度の均等割の500円の増額も含めて、扶養控除廃止に伴う増税分というのは相当一可処分所得としては、若い勤労世帯には大きな負担になっているということが実感なのです。我々も県税の改正のときにいろいろ関連するわけです。先ほどの消費税の963億円も、1人当たりに換算すると約7万円ぐらいでしょう。だから、県民税などもみんなトータルして増税分を合わせると、県民へのしわ寄せは大きいと。別に復興増税について私が意義を唱えているわけではないのです。そういう意味では、こういう県税関係がかかわるときには県民への負担については実態を把握していたほうが良いという観点から聞くのです。最後に、今沖縄県民の可処分所得は大体平均で30万円ぐらいです。だから、再来年以降2段階で引き上げられる消費税、あるいは復興増税分、あるいはまた扶養控除の廃止に伴う増税分、そういうものを合わせると、県民生活への負担という意味ではどれぐらい可処分所得の目減りというか、負担増になると皆さんは見ておられますか。念のために、把握している数字についてお聞かせください。

○川上好久総務部長　復興税制は消費税もあれば、法人税、所得税、先ほどの市町村民税の均等割、いろいろ合わせて東日本大震災復興、それから社会保障の関係もそのような財源をつくっていかうとしているわけでございます。増税しているものの、税の種類によってはその効果がそれぞれ違うものがあると理解をしております。確かに消費税は課税されるわけですけども、その分は退蔵して借金返済に充てるわけではなく、100%算出という形でもう一回日本の経済社会の中で出ていくと。とりわけ、その社会保障の安定とか、そういう消費活動というものに影響が出ますので、そこのところはやはりなかなか一様には評価しにくい部分があるかと思えます。ただ、今申し上げましたその他の

部分については、若干可処分所得に影響が出てくるものがあるかと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 この復興増税ということで、一律法律で全国都道府県で県民税に対しては、一律均等割500円加算しなさいということなのですね。そうすると、その結果年間2億5500万ぐらい税収が上がっています。これは復興増税ということですから、これからの防災対策にも充てられるのですが、これは全てそういう目的税ではないけれども、それに充当されるようになっているのですか。

○川上好久総務部長 この税につきましては、増税をした部分についてその税収でもって、今後の防災、減災事業の財源の事業に充てていくというスキームとなっています。形としては交付税制度の中に組み込まれていまして、県がこの分を増税をしなくても、基準財政収入額の中でこれは増税をしたものとしてみなされて試算をされます。したがって、これをやらないとその分だけ県の収入が減るような仕組みになっております。県はその起債を発行して—これについては交付税措置もあるわけですが、この部分はプラスマイナスで増税分が相殺されるわけです。県がその均等割を引き上げない場合には、県の歳入が減ってしまうという要素が一つあります。それでまたこれは、標準税率を引き上げるという意味合いがありますので、地方財政法では起債の発行についての一定の制限かかってまいります。したがって、これをやらないといろいろな制度的な支障が出るという状況でございます。それよりもやはり、みずからつくりあげた財源で、今後の防災、減災事業を取り組んでいくことをやっていきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この関連ですけれども、これは必ずしなければならないというものではなくて、やらない県もあるわけですか。要するに、法的に縛られているのではなくて、今の答弁を聞くといろいろな制度上やらないと不利になると、どちらなのですか。やらなければならないものなのか、やらざるを得ないような仕組みになっているのか。

○川上好久総務部長 地方税法は、言ってみれば標準法みたいになっておりまして、その法律でいろいろな税目について、課税要件とか税率とか書かれているわけですが、それが実行性を持つためにはそれぞれの自治体の条例で、それを打たないといけないわけです。そのことをやられているわけです。そこはやはり自治体の意思としてあるわけです。ただ、今回の場合は交付税制度とか起債制度がみんな絡む話になるので、県としてはこれはぜひやらないといけないものと理解をしております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、山内委員長から高嶺委員の質疑に対してもう少し整理をして資料を提出するよう要望があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案指定管理者の指定について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 221ページをごらんください。

乙第36号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県公文書館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、沖縄県公文書館の指定管理者を公益財団法人沖縄県文化振興会とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとすることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体については、公募を行い、民間専門識者等で構成される指定管理者制度運用委員会の意見を踏まえて決定しております。

乙第36号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 現在の指定管理者はどちらですか。

○川上好久総務部長 公益財団法人沖縄県文化振興会、これは前回と同じところになります。

○渡久地修委員 継続になるわけですね。

○川上好久総務部長 そのとおりでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 私はこれは非常にいいと思うのだけれども、額が少し大きいです。何というか、利用者の数はそんなに多くはないのではないかと思うのだけれども。これは大田県政で立派なものをつくって、その維持に相当苦勞しているかと。それで少し指定管理費用も高いのかということが私の頭の中にあるものですから、その辺を少し。インフラ整備に相当金がかかっているのではないかという感じがするのです。

○當銘健一総務私学課長 今、平成20年度までのデータしかございませんけれども、これは入館者で御説明しますと、平成20年度で1万2590名。それ以外でまたいろいろな移動展とか、ホームページでも情報発信をしております、そういった意味でのものをトータルしますと、6万8000人といいましょうか、そういった利用状況にございます。ホームページの活用も含めてということでございます。

○吉田勝廣委員 実際入っているのは。

○當銘健一総務私学課長 入館者に限定しますと、1万2590名となっております。

○吉田勝廣委員 実際の維持管理費というものは大体どれくらいですか。

○當銘健一総務私学課長 今後平成25年からの予定で申し上げますと、指定管理合計額が2億1800万円のうち、施設管理費としましては5100万円を予定してございます。

○吉田勝廣委員 わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 午後0時0分

再開 午後1時24分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第46号議案当せん金付証票の発売について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 231ページをごらんください。

乙第46号議案当せん金付証票の発売について、御説明いたします。

この議案は、平成25年度において本県で発売する当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

発売総額は、143億円以内としております。

乙第46号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第46号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第46号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第51号議案沖縄県教育委員会委員の任命について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 242ページをごらんください。

乙第51号議案沖縄県教育委員会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員2人が平成24年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命することになっております。

御提案いたしました富川盛武氏は、沖縄国際大学の学長として人材の育成に貢献されるとともに、大学教授として経済学の分野で御活躍され、経済に関しすぐれた知識と経験を有しており、その実績は高く評価されているところであります。

また、泉川良範氏は、名護療育園の施設長として、障害児等の地域療育支援に貢献されるとともに、小児科医師として御活躍され、その実績は高く評価されているところであることから、両氏ともに、これまでの豊富な知識や経験から教育委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

乙第51号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第51号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 提案されている人選がどうではないのですが、教育委員会の事業評価書を見ると、やはり小・中・高等学校、学校教育法及び教育行政に詳しい方々が教育委員として就任されることが現場としても大変重要な時期ではないかなという気がします。そういったバランスをぜひ配慮して提案していただきたいと思います。今回、安次嶺先生の任期満了と中野委員長職務代理者の任期満了ですね。安次嶺先生のところは後任が医師としていいですが、中野先生のところが大学の先生ということになります。そういう意味で、学校教育法あるいは小・中・高等学校という現場などのバランスを考えた人選は、考慮の範囲にはなかったのですか。

○川上好久総務部長 まさに今委員が言われるような形で、教育委員会の体制としては教育長と学識経験者、経済産業関係者、教育者、医療・法律等の専門的職務従事者、保護者の5分野から人選した委員6名で構成をしております。今回、教育関係と医療・法律関係ということで2人の任期が来たので、教育の分野では富川先生、医療・法律専門の分野では泉川先生という形で選任をさせていただいております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第51号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第52号議案専決処分の承認について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 243ページをごらんください。

乙第52号議案専決処分の承認について、御説明いたします。

この議案は、平成24年11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、第46回衆議院議員総選挙の実施に要する経費を早急に予算補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月19日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分した補正予算の内容を申し上げますと、投票所経費やポスター掲示

場費等に係る市町村交付金、期日前投票に係る投票用紙等の印製製本費、投票率アップのための広報宣伝委託料等総額 6 億 6811 万 5000 円を計上しており、全額国庫負担となっております。

乙第 52 号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第 52 号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第 52 号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第 53 号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 追加提案の議案について、お配りしました資料平成 24 年第 8 回沖縄県議会（定例会）議案（その 3）をごらんください。

1 ページをごらんください。

乙第 53 号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明します。

この議案は、平成 24 年 10 月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、県の職員の手当に関する規定を改める必要があることから、沖縄県職員の給与に関する条例等関係条例の一部を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、沖縄県職員の給与に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の自宅に係る住居手当を廃止するものとなっております。

施行期日については、公布の日の属する月の翌月の初日としており、平成 25 年 1 月 1 日からの実施を予定しております。

なお、知事部局と議会事務局の現業職員については、必要な経過措置を設けております。

乙第 53 号議案の説明は以上です。御審査をお願いします。



○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第53号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 乙第53号議案についてですが、説明によると他都道府県の実施状況がまだよくわかりませんが、自宅に係る住居手当を廃止する理由についてお尋ねします。

○川上好久総務部長 現在、自宅を所有する職員に対して、その自宅の維持管理の費用を補填するものとして、月当たり2500円を住居手当として支給しております。しかしながら、国のほうは平成21年12月1日に廃止をしております、全国においても現時点で47都道府県中30団体が廃止、または廃止措置済となっております。また今年度は、沖縄県を含めて13団体が廃止の勧告を受けております。ほぼ全国的には廃止の状況となっているところです。

○末松文信委員 住居手当の受給者は今何名くらいで、総額はどのくらいですか。

○川上好久総務部長 人事委員会勧告の資料によりますと、公営企業を除く全職員1万9106人のうち5246人が受給しております、その額が月当たり約1312万円ということになっております。

○末松文信委員 条例案にある附則第2項ですが、この経過処置は具体的に言うとしたらどのようなことですか。

○川上好久総務部長 今回、自宅に係る住居手当の廃止については、勧告を受けて組合のほうに提示をして、交渉をさせていただいたわけです。その中で、沖縄県職員労働組合一県職労、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合一高教組、沖縄県教職員組合一沖教組、それから沖縄県現業職員労働組合一現業労組と交渉を行ったわけですが、そのうちの県職労、高教組、沖教組につきましては合意をいただきました。ただ、現業労組については現在まだ合意が得られないために、現業労組に加入している知事部局と議会事務局の現業職員については、これまで通り自宅に係る住居手当を支給をせざるを得ないということです。このことについて経過措置を打ってございます。

○末松文信委員 今、おっしゃった現業労組との合意ができなかった理由といますか、背景はどのようなことですか。

○川上好久総務部長 それぞれの組合に対して提案をさせていただいたわけですが、これについては自宅に係る住居手当ということで、御説明したとおり全国的には廃止の状況です。そういうことで理解を求めたわけですが、このことについて、沖教組、県職労、高教組は理解をしていただきました。現業労組は、自宅に係る住居手当は生活給であると、廃止の影響が大きいということで、現在まだ話をしておりまして、合意ができない状況であったということでございます。

○末松文信委員 現業労組との交渉が合意できないということですが、これは人事委員会から県議会及び知事に対しての勧告が出ているわけです。そういうことからして、また全国でも廃止されているということですので、合意できないといっても廃止するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○川上好久総務部長 現業労組の場合は、県職労等との職員団体とは少し違いまして、労働組合という位置づけになっております。それゆえに、労働協約を締結しているわけですが、その労働協約で勤務条件も定めておりまして、交渉で合意しないで一方的に条例を改正することはできないということで、今回はこの部分は合意できなかったということでございます。

○末松文信委員 普通ですと一斉にやるべきだと思いますが、このことについて今後どのような対応がありますか。

○川上好久総務部長 引き続き、これについての交渉を継続して理解を求めて、早目に条例案として提案できるような形で努力をしていきたいと思っております。

○末松文信委員 今、御案内のように国も他都道府県においても、廃止の方向に進んでおりますので、お互い経済状況も厳しいですし、沖縄県は特に県民所得の低いという状況の中で、今どき公務員だけこういった住宅の維持管理に要する経費を支給するということはいかがなものかと思っております。ついては、速やかに廃止するべきだと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 そうしますと、これは結局不公平ですね。労働協約があるから手をつけられませんと。本来であればそうあってはならないはずだけれども、今それができませんと。どちらが優先するかという議論が出てくるのではないですか。

○川上好久総務部長 基本的には労働協約で打たれていますので、合意をしてそれを変えていく。それを経て条例等の手続をしていくということになります。これについては、引き続き説明をして理解を求めていきたいと思っております。

○具志孝助委員 労働協約は今の法律の以前の話ですから、状況が変わったわけですから、当然、その申し出をしないといけませんね。それは、いつやる予定ですか。

○川上好久総務部長 既に11月の段階で交渉に入っていて、それが今回の議会に現業労組の場合は間に合わなかったということです。近いうちに交渉を予定しておりますので、早目にそういう形で理解を求めて、合意に至るように努力をしていきたいと思っております。

○具志孝助委員 ぜひ次回の定例会までに提案ができるように頑張ってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 少し考え方だけを教えていただきたいと思っております。持ち家という考え方と、例えばアパートを借りるという考え方です。例えば、借金をして家を建てると、30年間で借金を返すということで仮に家を建てます。毎月10万円くらいずつ返して行って、借金を返し終わるときには減価償却が終わるといいますか、建てかえをしなくてはいけないことになると。そうなることを一つ前提に考えると、持ち家がいいのか借家がいいのかはその人の人生観といえますか、いろいろな考え方がありまして、最近ではむしろ持ち家よりも借家のほうが住環境や移動の自由などいろいろあって、いいという考え方もあります。そうしますと、持ち家と借家を区別する根拠がなかなか難しいと思

ます。30年間10万円ずつ払い続けていて、30年間で建てかえの時期になると、考え方によっては30年間その家を借りている一借金を返しながら借りているということも考えられますので、その辺の考え方の整理はどのようにされていますか。

○川上好久総務部長 住宅手当につきましては、広くこれまでも民間も含めて支給されている手当です。自宅の部分については、維持管理の費用を補填するものということで位置づけてこれまでは支給されておりました。一方では、借家の場合には条件があるわけですが、2分の1程度とかそういった基準で支給をしております。自宅の場合はある意味、委員が言われるように判断があるのですけれども、資産形成につながっていくローンの支払い等です。そういう形で得たものについてその費用を補填すると、そこまで手当を支給をするかという判断が今回あったと思います。国のほうでは平成21年12月に廃止をしております、ある意味その必要性について一般の社会通念上、こういったものは支給するべきではないという一つの考え方が出たものと理解しております。自宅の維持管理の費用については全国的にも廃止をしていく流れだと理解しております。ただ、借家についてはそういう負担に対しての一定の手当てをするということがまだ大きな流れとしてあると理解しております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第53号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、総務部関係の陳情2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料の2枚目、陳情一覧表をごらんください。

総務部所管の陳情は、継続2件、新規なしとなっております。

陳情平成24年第84号地方自治体で働く非正規職員の均等待遇を求める陳情の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

陳情平成24年第85号社会保障の充実を求める陳情の処理概要についても変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

総務部所管の陳情については以上です。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

3ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法―跡地利用推進法に規定する特定駐留軍用地内における土地の取得を目的として、沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

この条例は、交付の日から施行する予定であります。

乙第3号議案の説明は以上でございます。

御審査のほど、お願いします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 土地の先行取得を早急にやるべきだということで、去年も議会でも取り上げてきました。このように条例ができたということはとてもいいことだと思います。皆さん方が現在積まれている69億円はいつまでにそのお金を使って、土地を先行取得するという目標を持っているのか教えてください。

○謝花喜一郎企画部長 相手方がいることですので、いつまでという期限が決められるかということではないのですが、そもそも先行取得事業は跡地利用を円滑に進めるためには早い段階から土地を取得していく必要があるだろうということがまずは背景にあります。そういった中で、返還されてから土地を取得するのでは、なかなか間に合わないということがありますので、少なくともいつまでという質疑には時期を明言することはできませんが、返還合意がされる前までには土地取得を早目にやっていきたいと考えています。

○渡久地修委員 こういう姿勢ではだめだと思います。やはり普天間基地の固定化を許さず、早期閉鎖、返還を勝ち取っていくという県民の思いもあるのだから、早急にきちんとした、県が絶対に跡利用するという立場で取り組む必要があると思います。目標を持つ必要はあるのではないですか。69億円は来年度いっぱいやりですか、それとも10年間かけるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども申し上げましたが、今回、基金条例という形を出させていただいたのは、地権者がおられて地権者とこれから交渉をしなくてははいけません。それが1年ですぐに終わるのであれば、特に基金を設ける必要はなかったわけです。ただ複数年度にわたってでもこれはやらなくてははいけないということで基金というものを国に対して説明して、内閣府からの了解もいただいて今回出させていただいております。気持ちとしては渡久地委員と全く同様に、早目に公共用地を先行取得することによって返還の気運を高めるといふ思いは同じです。先ほども申し上げましたように、いつまでという期限はなかなか今示すことはできないということが実情です。少なくとも精いっぱい頑張ったいと思います。

○渡久地修委員 頑張っほしいです。具体的にこれほどのような体制をとりますか。要するに地権者から売りたいということのを待ってますか。それとも皆さんが積極的に動いていくのですか。

○謝花喜一郎企画部長 まずこの11月定例会で補正予算、この条例案を認めていただいた暁には早速、年明けには地主会に対して説明会を開きたいと思っております。それから2月にかけて、地主会の説明会も1回で終わらないと思っておりますので、数回開きたいと思っておりますが、同時並行で土地の鑑定評価も行う必要があるだろうと、早急にやらなくてははいけないと思っております。先行取得の要件として跡地利用推進法において特定事業の見通しを定めて、この中には種類と面積を定めなくてははいけないことになっておりますので、この特定事業の見通しを定めまして、平成25年4月から沖縄県土地開発公社に業務委託をいたしまして、土地取得事業を開始したいと考えております。

○渡久地修委員 これは具体的には沖縄県土地開発公社がやるのか、それとも皆さん方企画部の中で特別のチーム、班なりをつくってやるのかと思いましたが、それはつきりませんか。

○謝花喜一郎企画部長 当然、専任職員はおりますが、土地の取得業務はそのノウハウが一番有している沖縄県土地開発公社に委託することが最短の距離だろうと考えています。

○渡久地修委員 こういった基金条例ができると、先行取得やることも報道されています。地権者の期待や既に県に買ってもらいたいという要望が数件来て

いると思いますが、実際にはどうですか。

**○下地正之企画調整課跡地対策監** 土地取得を今回実施するに当たっては、宜野湾市の地主会に相談して、いろいろと意見交換を行っております。その中で、これまでの実績でも民間の売買があります。その分はぜひ跡地利用推進法を活用した規程に基づいて、県のあるいは市町村のほうに売っていただきたいと考えております。地主会のほうも新しい制度を活用して土地を取得することは重要なことだということで、協力する体制ということを理解しております。

**○渡久地修委員** 具体的に何件ということはないですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 地権者の動向ですが、これが売買の実態につながるかと思いますが、例えば、平成8年の沖縄に関する特別行動委員会—S A C Oの合意時には2400名だった地権者が、今平成21年時点で3200名になっています。年平均60名近く地権者がふえている形になりますので、民間から民間に売買されるよりは県のほうに売却していただいて、公共施設として確保させていただきたいと考えています。可能性はあると思っています。

**○渡久地修委員** ぜひ頑張ってください。先行取得と跡地利用計画の策定は一体のものだと思います。これが明らかになってこないと、土地の先行取得も進まないと思います。そういう意味では、宜野湾市や地権者を含めて計画を進めてきましたよね、具体的にどこまで計画は進んでいますか。

**○謝花喜一郎企画部長** 渡久地委員から本会議でも御質問がありまして、答弁させていただきましたが、平成21年から平成22年にかけて4つの公園の配置パターンを示して、そこには当然道路も入っていますが、中間取りまとめ案をつくっています。ことし、幹線道路や公園緑地の具体的な配置までを決めた中間取りまとめを策定したいと考えております。これができました暁には地権者の方々にいろいろと御説明もしながら、こういう方向でぜひ御協力をいただきたいという説明をしながら、その用地は県のほうでしっかりと購入しますということの説明しながら利用計画をつくる流れになっています。

**○渡久地修委員** 公園の配置で4つのパターンがありましたよね、これは絞り込まれていますか。



○謝花喜一郎企画部長 ほぼ絞り込まれています。いろいろと緑地の検討委員会なども立ち上げて、専門の方々に聞きましたら、この普天間飛行場の下には地下水路があって、大山の田芋畑に流れています。そういった地下水路などの体系を勘案しながら公園の配置を決めるべきだという意見が出されましたので、その方向で公園緑地は配置していくことになろうかと思っております。

○渡久地修委員 この4つのパターン—真ん中に大きい、いろいろな分散など、大体絞り込まれているのはどの案ですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から説明資料を追加配付。)

○山内末子委員長 再開いたします。

○下地正之企画調整課跡地対策監 今お配りしましたパンフレットをごらんください。右側のほうに4つの提案したパターンがあります。これにつきましては、道路配置パターンは同じです。公園の配置で4つのパターンを提示しております。まずは公園を集約型にするのか、あるいはネットワーク型にするのか。集約型にする案で、眺望のいい西側に置くのか、あるいは文化財が埋蔵している東側に置くのか、案1と案3です。あとはネットワーク型にして、集約した塊を西側に置くのか、東側に置くのかで案2と案4の提案です。今企画部長が申し上げましたとおり、地下の水脈や自然を保全するためにはネットワーク型がいいだろうと、まともは眺望のいい西側に置いたほうがいいだろうということで、比較案4が有力です。また、宜野湾市が地権者に対してアンケートをとっておりますが、地権者のアンケートも比較的ネットワーク型を希望する案が多いということで、地権者の合意にも沿った形になっております。

○渡久地修委員 比較案の4にほぼ固まりつつあるということですが、ぜひ計画を早急にやって大いに県民に早く公表してもらいたいということと、前に聞いたときには、ここには小学校は2校、中学校が1校、高等学校、県営住宅がありました。その公共施設は今わかる分でどのようなものを配置する予定ですか。

○謝花喜一郎企画部長 今般の69億円の補正予算の事業では、特定事業の見通

しをこれから定めますけれども、その中にはこちらにもあります中部縦貫道路と宜野湾横断道路という道路の2つの公共施設を敷設するための用地として要望しております。また今、委員の御指摘の小学校等は宜野湾市のほうで、企画、検討されていると思っています。今後引き続き、例えば県立高等学校、近くに普天間高等学校などがありますが、これの一配置をするかどうかはまだ教育庁との調整が済んでおりませんので、調整ができ次第またこれについては検討するという事です。当面は基幹となる道路の配置を確保しないことには始まりませんので、先ほど申し上げました2つの道路用地のための取得を先行してやりたいと思います。

**○渡久地修委員** ぜひ普天間基地の固定化を許さないという点でも、大体比較案4つができて、道路とか大まかな配置が決まったらいろいろな公共施設とか、全部固まってから公表するのではなくて、大まかでもいいから大体このような感じになりますということが出た段階で、ここは住宅地ができます、ここは産業地域ですという段階で、早目に県民に公表して、普天間基地がこのように変わるんだと、そのために先行取得をやっているということがわかるようにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 全くおっしゃるとおりだと思っています。我々、今回取りまとめる予定の中間取りまとめですね、これは地権者にしっかりと説明しますし、多くの県民の方々にもこれについて御説明をする必要があると考えています。

**○渡久地修委員** 条例の第3条、これは企画部長の決意とは別に基金を運用に回すとか、運用はどこかの債権を買ったりでしょう。これは土地を早目に買うもので、運用などやるゆとりは全くないと思います。これは余分ではないですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 私も内心そのように思っております。当然、予算は適切な管理をしなくてはいけないという地方自治法上の規定がありますので、こういったものを入れないわけにはいかないわけですが、まずやるべきものは公共用地の先行取得だということは同じ思いです。ゆとりといますか、ある程度めどが立たなくなれば、こういったこともあります。ただやはり自治体の者としては第3条は入れないわけにはいかないということで、御理解を賜りたいと思います。

○渡久地修委員 これは条例の形式上入れないといけないということで、企画部長としては運用ではなくて、先行取得に全力を挙げるということでいいですか。

○謝花喜一郎企画部長 当面はその方向に全力をつくすということで、御理解いただきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほど具志委員の質疑の中で答弁された点ですが、この公共として県が買い求める目標、獲得する面積、40%でいいのですか、20%のどちらですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監 40%と申しましたのは、公共用地の割合です。そのうちの先行取得するものは、那覇新都心の例から申しましたように20%から25%ではないかと考えております。

○玉城義和委員 約500ヘクタール、約20%とすると5掛ける2で10で100ヘクタール。今の69億円で17ヘクタール、そうしますと100ヘクタールを買い求めるためには相当な基金が必要ですし、時間的なことを考えても10年、15年という話になるとと思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○謝花喜一郎企画部長 我々は将来的には道路、公園、緑地などで公共用地を、国が買うか、県が買うかいろいろあると思いますが、面積としては117ヘクタール、用地費用としては400億円、平米単価4万円として400億円程度かかるだろうと考えております。今委員から10年ほどかかるのではないかとありますが、そういうことがないように5000万円の譲渡取得控除というインセンティブを我々はかち取っていますので、民間に売るよりも県に売ったほうが税制上の優遇も受けられるということで、インセンティブとしても働くと思いますので、なるべく返還される前にはそういった用地が確保できるように頑張りたいと思います。

○玉城義和委員 約117ヘクタール、何年で買い上げるかは別として今回の補正予算で69億円、この基金へ繰り上げることについては見通しは立ちますか、

これからずっと400億円という話は。

○謝花喜一郎企画部長 予算は単年度ごとではありますが、少なくともこの跡地利用を円滑に進めるためには何度も申し上げておりますが、公共用地の先行取得が必要不可欠だと考えておりますので、この辺は県の財政当局、ひいては国のほうにも説明をして必要な財源は確保するように努めたいと考えています。

○玉城義和委員 私は基本的には国が買うべきだという立場です。400億円かかると、117ヘクタールということで、今の基金がどれくらいの間で買い取れるかということもありますが、考えてくると今直ちには言えないということかもしれません。財政状況が厳しい中で沖縄県が買い始めるということ一出発点はいいけれど次年度以降どういった展開になっていくのか、基金は来年以降も積み立てるのですか。見通しといたしますか、例えば、来年、再来年と5年くらいのタームで考えると、どのような見通しを持っていますか。

○謝花喜一郎企画部長 今般の特定事業の見通しは、先ほど申し上げました2つの道路、幹線道路を考えております。今後、普天間飛行場の土地を考えておりますが、ほかの駐留軍用地も各市町村において、いろいろと跡地利用の概要ができましたら、それが広域的な観点から県有施設の配備が必要だとなれば、我々は特定事業の見通しを跡地の分について定めて、これの用地取得のための財源をこの基金に積み上げていきたいと考えています。

○玉城義和委員 それはわかります。ことしの69億円を起点にして来年、再来年と、例えば、財政計画などがあるのかどうか、これ1本で単発で終わってしまうのか、来年以降もこの基金に積み立てられるのかとか、少し四、五年の見通しは持っていますか。

○謝花喜一郎企画部長 この四、五年の見通しを持っているかと言われますと、ほかの市町村もこれから跡地利用の概要を定めるということになっていますので、四、五年スパンなどの明確な工程表自体は持っておりません。その時点時点で必要な予算については要求してまいります。御承知のように条例自体は時限立法となっております。これは跡地利用推進法の期限とあわせて時限立法になっているわけですが、10年後、この跡地利用推進法もまだ必要であれば我々は延長を求めてまいります。そのときにこの条例も引き続き延長を求めるとい

う改正が出されることになろうと思います。今、申し上げられますのは、まずは第一歩を踏み出してしっかりと県民の期待に応えられるようにしたいというところです。

**○玉城義和委員** 明確な答弁がなかなか得られないので、その辺も県がやるということについての限界というか、一種の不透明さが出てくるなと思っております。いずれにしても、これは大事業ですので、単発で終わらさないで、少なくとも四、五年の見通しぐらいは、先ほど渡久地委員からもあったように、買い取るのと基金を入れるということは相似関係になるわけで、その辺はできれば来年の新年度ぐらいには少し見通しを示せるように、財源を含めて出していいただければと思います。

**○謝花喜一郎企画部長** 今委員から御指摘のように、今後の見通しなどについて、また行程表も検討したいと思っております。それから、国が買い取るべきだという話がありましたけれども、若干紹介させていただきますと、3月15日の衆議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で園田政務官から、今後国が事業を行うという形の具体的な明確なものが出てくれば柔軟に対応するという答弁もいただいておりますので、我々は本会議でも答弁いたしましたように、普天間飛行場の場合には国の基本方針を定めることになっております。そのときに事業主体ということも定めることになっておりますので、我々はしっかりそれを見据えて、国に対して必要な要望は適宜行ってまいりたいと考えております。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

**○具志孝助委員** 今の玉城義和委員の質疑に関連するのですが、確かに基金で公用地40%も確保するというのは大変だと思って聞いていたのですが、先ほど跡地対策監は区画整理事業の減歩で賄っていくということで納得したのですが……。この減歩で賄う—3割減歩なのか、4割減歩なのか、わからないのですが、全体の40%の用地のうち減歩で確保するのは、どれぐらい想定しているのですか。あるいは買い上げるものがあると思うのですが、私は減歩のほうが大きいのではないかと考えているのです。いかがですか。この辺の説明をすると納得すると思うのです。

○下地正之企画調整課跡地対策監　今公共施設の割合が4割強と言っていたが、これを減歩で全部やると大変ですので、減歩緩和のためにもある一定の広域的な幹線道路等については先行取得すると。残りは減歩で賄うのですが、やはり那覇新都心の例でも3割というのが一つの目安になっておりますので、それを目標にというのですか、これで地権者とも合意形成を図りながら、必ずしもそれはいろいろな事業収支の関係もありますから、今は断定できないですけども、一つの目安としては30%を目標に検討していくのではないかと考えております。

○具志孝助委員　3割減歩で公共用地、事業費も捻出すると思うのですが、やっていると、公共施設用地として買い上げをする面積というのは幾らぐらいになりますか。

○下地正之企画調整課跡地対策監　簡単な今の段階での事業収支のシミュレーションをしております、そこで17ヘクタールの幹線道路分は用地取得をして一あらあな計算ですけども、これで30%強、今の段階ではそういった見通しであります。

○具志孝助委員　そうすると基金はどれぐらい用地費として将来的に、今のシミュレーションでいくと、公共施設用地としてどれぐらいの資金計画といえますか、予想を立てているのですか。

○下地正之企画調整課跡地対策監　先ほど企画部長がおっしゃったように、117ヘクタールの4万円ですから、400億円以上です。

○具志孝助委員　これはいつごろまでにその事業を終わらせたいのですか。一番の関心事はその空港を一刻も早く撤去させたいと。しかし事業の計画は遅々として進まないということであっては、そのためにおくれるということであってはならないから、今のようになちましました予算計画では全然計画が遅過ぎるのではないかという懸念があるものですから、先ほどからの質問が出ているのです。そうでないとすると、今度は69億円だとすれば、4割も公共施設を確保するとなると、これはまた資金からすると膨大なものになるし、本当に大丈夫なのかという疑問もあるわけです。ここに対する説明をやらないといけなわけです。私は先ほど減歩でやると言うから、減歩で相当な面積が出るでしょうと。減歩率は3割ぐらいと言っているのですが、時間で言うとどれぐらい

なのか、金額ベースでいくとどれぐらいを想定していますという説明がほしいわけなのです。

**○謝花喜一郎企画部長** やはり公共用地を取得するために地権者との交渉が必要になってくるわけですが、そのときにやはりインセンティブになるのが、先ほど申し上げました5000万円の譲渡所得特別控除です。これは本来ならば、通常法律であれば、事業がしっかり固まった事業計画としての決定がなされていないとできないものなのです。それを我々は駐留軍用地の特殊性、つまり基地の中にも立ち入ることはできませんと、こういった文化財があるのかということがなくきちんとした計画決定はできませんという説明をした中で、概略的な計画でもいいので、公共用地の先行取得の必要性を説明して認めていただくと。それが特定事業の見通しというものです。この特定事業の見通しといいますのは、都市計画法にあります第11条の確保ということで、道路とか、公園、緑地、水道とかいろいろな公共施設があります。その種類と面積を書いて国のほうにやってくださいと。そうすると税制上の控除を受けられますと。そういうスキームになっております。ですから、どんどんこの基金を積み上げて取得すればいいというのではなく、それぞれの市町村からの事業計画を一概要的な計画でかまわないのですが、これを受けて県は見通しをつくって国に、そうすると国はゴーサインを出しますので、そうすると県は地権者の方から土地を取得できるという形になります。次の段階から県の普天間飛行場の問題についてはどんどん進めますけれども、他の駐留軍用地につきましても、それぞれの市町村の跡地利用の計画を早期に着手していただくということが必要になってくるということでございます。

**○具志孝助委員** そうすると普天間飛行場の返還地は、いつごろまでに皆さんは公共取得の事業を終わらせる予定なのか、事業計画年度としては。

**○謝花喜一郎企画部長** 先ほどの渡久地委員からの御質疑にもお答えいたしましたように、我々としては早目にということはありませんけれども、この分についてはこれからその将来のめどというのは検討していきたいと思っております。まだ事業が始まる前の段階ですぐ3年先、5年先というのはなかなかこの場で言えずに大変申しわけないのですけれども、スタートして大体いろいろ感覚などもわかるはずですので、地権者の方々の意見交換などを通して、早目に用地取得をやってまいりたいと考えております。もうしばらくお時間をいただけますでしょうか。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これは計画をするときに公共用地をそのまま国が買うもの、県が買うもの、市町村が買うものとあります。そうすると、例えば今の土地を買うときに国はこれだけ買いますと、市町村はこれだけですと。その配分も大体決めてあるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 この法律をつくる前に平成22年度から我々は公共用地の先行取得制度について国と大分やりとりをいたしました。そのときには先ほども申し上げましたように、国のほうから先行取得制度という5000万円控除というものは跡地利用計画の策定とか、基盤などの整備とか、施設整備という3段階があるのだけれども、しっかりした跡地利用計画の策定がなければ、そういった税制上の控除というのはできませんと言われました。それでも我々は要望して、国による先行取得というものを求めたわけですが、なかなか国からの説明では国は買う予定がないということで、実は当時の県選出の国会議員にもお願いをいたしまして、何とか国も対象にしてくださいということをしたのですが、最終的には国も財務省にどういったものを買うのだということをして国全体でしっかり調整ができていないということで、国にこだわるとこの制度自体が認められなくなるということで、やむなく地方公共団体、県と市町村が買うものだけを了解したという経緯があります。したがって、何を申し上げたいかといいますと、国において今どれを買うというものはまだ示されておりません。今ありますのは県と宜野湾市の概要的な利用計画だけでございます。

○吉田勝廣委員 それはわかるのです。要するに国はこの跡地利用で国の責任を明確にして、国がどうするのだと。県はこうしたい、市町村はこうしたい、公共用地を配置するときに、これはグランドデザインですよ。恐らくそれがしっかりしないと、今後その財政計画も立てられないわけです。そういうところをきちんとしておかないと、例えば一括交付金が約1536億円でしたか、これがあっているハードとかつくって、それをせっかく自由にお金を使えるものが、土地代に全部、基金に全部流すかとなってくると、これはどうなるかということもあるのです。しかも、跡地利用は普天間飛行場だけではなく、全てだから、それを不動産鑑定するまで大変な月日も必要だし、地権者との相談になったときに減歩率の問題も非常に大変なのです。これは私も何回もやっているから。もう一つは土地を買う、道路を買うときにはここは減歩率は基本的に



は関係ないわけですよ。ここは減歩率がなかったのに、いろいろな土地計画をするときに、なぜここまで減歩をするかというこの利害関係があって、この調整は難しくなるわけです。ですから、多くは言わないけれども、明確にしてもらいたいのは国の責任の分でこの土地を買おうと。ここは県の分担、ここは市町村の分担、こういうことを普天間飛行場のグランドデザインとして、きちんとして、それからもう一つはその他の嘉手納以南のものについても沖縄全体のグランドデザインです。だからこういう形でやってくると、国がやるべきことが明確に出てくるので、こういうことをやりながら基金制度をやっておかないと、せっかくの一括交付金が全部基金に回されるのだったらどうしようもないのではないかという思いが一般質問でやったときもあったわけです。

**○謝花喜一郎企画部長** 御懸念は私もよく承知しております。そのときにも答弁させていただいたと思うのですが、拠点返還地は5ヘクタール以上で、200ヘクタール以上は取組方針を定めます。そのときに実施すべき事業、それから事業主体を定めることになっております。その中でしっかり議論をしたいと思います。例えば国営公園の話、今まだ国のほうはしっかり国営とは言っていないでおりません。ただ、宜野湾地主会などは決議もして要請するというところでやっておりますので、この辺のところは宜野湾市の意向も受けながら地主会の意向も受けながら国において整備すべきものについてはしっかり要望していきたいと。その中でしっかり国、県、市町村の役割分担というものを示すことによって、また一定程度一括交付金からの持ち出しを少なくするのは可能だろうと思います。少なくとも、今委員がおっしゃったように、そういったグランドデザインの必要性というのは私どもは十分理解しておりますので、またその方向で取り組んでまいりたいと考えております。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案及び乙第28号議案の2件、財産の取得について審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については、内容が関連することから説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案2件について、企画部長の説明を求めます。  
謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 208ページをごらんください。

乙第27号議案及び乙第28号議案の財産の取得については、関連いたしますので一括して御説明いたします。

これらの議案は、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、県内における科学技術の振興に資する目的で、現在、うるま市州崎地内に建設中の沖縄ライフサイエンス研究センターの建築工事等とあわせて整備する中央監視・自動制御装置及び空調機一式を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

208ページにあります乙第27号議案は、沖縄ライフサイエンス研究センターに設置する中央監視・自動制御装置の取得に関するもので、取得予定価格は5239万5000円、契約の相手方は株式会社久米電装であります。

次に209ページをごらんください。

乙第28号議案は、同センターのうち、空調機の取得に関するもので、取得予定価格は1億7745万円、契約の相手方は沖縄パナソニック特機株式会社であります。

乙第27号議案及び乙第28号議案の説明は以上でございます。

御審査のほど、お願いします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案及び乙第28号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 両方、公募か入札でやったかと思うのですが、両方教えてください。

○具志堅清明科学技術振興課長 これは公募いたしまして、手続に基づいて入札をさせていただいております。両方とも同じでございます。

○當間盛夫委員 内容を教えてください。

○具志堅清明科学技術振興課長 まず乙第27号議案の公募の内容でございます

が、受電設備等の電気設備や空調機器、機械設備の状態を管理室で一括集中監視するための中央監視装置と、各部屋の空調機の温度設定—研究室の湿度設定を自動で調整するための自動制御装置を導入するという公募をいたしまして、入札をさせていただいております。続きまして、乙第28号議案の空調機でございますけれども、これは当施設が創薬関係の研究をすることによって研究室内を高い密室性を確保するための空調気圧調整が必要なために、そういった空調機器を各部屋に導入するというのを公募をかけまして、入札させていただいております。

○**當間盛夫委員** 入札にどれだけ応募があって、どういう金額があったのか教えてください。

○**具志堅清明科学技術振興課長** まず中央監視自動制御装置でございますけれども、3社の応募がございまして、先ほどの久米電送が4990万円で落札しております。

○**當間盛夫委員** 契約金額は5239万5000円になっているのだけれど。

○**具志堅清明科学技術振興課長** 4990万円は消費税抜きでございます。

○**當間盛夫委員** これは最低入札価格でとられているのですか。この辺まで教えてください。

○**具志堅清明科学技術振興課長** これは予定価格を設定いたしまして、最低価格で入札していただいた方に落札していただいております。

○**當間盛夫委員** 乙第28号議案は。

○**具志堅清明科学技術振興課長** 乙第28号議案は、5社応募いただきまして、先ほどの沖縄パナソニック特機株式会社が税込みで1億7745万円、入札額は税抜きで1億6900万円ということで落札いただいております。

○**當間盛夫委員** 行政の識名トンネル含めて、間違いなく入札の透明性ということがあるはずでしょうから、そういったことは間違いなく皆さんしっかりとやられているということが当然の話になっているということで、これは理解し

ていいわけですね。

○謝花喜一郎企画部長 当然とおっしゃいましたが、そのとおりでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 これは建物を県が設置して貸すわけですよね。入るのが何社でしたか。

○具志堅清明科学技術振興課長 この入居に関しては現在公募中でございます。ただ、来年の3月に完成しまして入居は5月からお願いしているところですが、現在、さまざまところで一応は調整しているところがございます、現在のところ県とお話をしているのが本土の大手の製薬関連企業が2社、県外ベンチャー企業が2社、県内ベンチャー企業が3社の合計7社が県と入居に関して、いろいろ情報提供を求めたりとかそういうお話をさせていただいているところでもあります。

○渡久地修委員 スペースとしては何社が入れるスペースですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 実は、スペースは各企業によって大きさが違いますので、どれくらいの企業が入れるか、研究機関が入れるかというのはすぐにはお答えできない状況ではございます。全体としては、部屋数としまして13室ございまして、この13室のうちに研究室を大きく243平米をとった研究室大と呼ばれるものが4部屋。これの約半分でございますが、122平米の中と呼ばれるものが6部屋、研究室小が3部屋、合わせて13部屋ありまして、各企業の研究に応じて部屋のレイアウトを見ていただいて、どの大きさどの程度を借りていただくかということを現在調整中ということでございます。

○渡久地修委員 いわゆる部屋の1小間1小間を各企業に貸し出すわけですよね。ですから、この部屋を貸し出すものをつくるということはよくわかるけれども、その空調を県がやらなければいけないのですか。これは入居する会社が自分たちで空調を入れるものではないのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的には、この研究施設の空調というもの

が特殊空調になっておりまして、建物につけていわゆる研究ができるように、研究の内部でさまざまな微生物とかそういうものを扱ったものが外に出ていかないように、陰圧ということで外の圧力より低くするための空調機器をこの中に設定いたしますので、基本的にはこの建物の我々の備品として入れて、企業をここに誘致してくるという形になっております。

○渡久地修委員　そこにこれだけお金を投資しますよね。それは当然、貸し出す際の賃料には反映されますか。

○具志堅清明科学技術振興課長　されております。実は、近隣の同じ研究施設は大体平米2100円くらいでございますけれども、ここは密閉度も高いので2300円の設定になっております。ただ、平米がふえて1平米当たりですので、これを掛け算していくと結構なお値段にはなります。

○渡久地修委員　では、この投資したお金は何年で取り返すのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　投資額について、例えば今おっしゃるように全体として建設費用、備品も合わせて大体14億円程度になります。その14億円を入居の費用だけでペイするかということになると、大体30年を超えてやらないといけない状況ですが、ただ企業がここで企業活動をし、雇用を生んで、ここから新しい薬なり商品なりを生み出していくと新しい企業誘致になりますので、その企業の人たちの収入がまた県のほうに戻ってくると我々は考えております。

○渡久地修委員　もちろん今の企業誘致の雇用とかいろいろなものがあるけれども、その設定金額が適正なのか、安過ぎるのではないかとか、何でもかんでも全部県がという、これは10何社かですけれども、別の議案には1社一新聞に書かれていたでしょう。1社のために何億というものをやるのが別の委員会で今議論されているのだけれど、そういうようにならないように、あくまでも税金投入するわけですから、これはもう一度貸し出しの賃料含めて適正なもの、県民に十分説明できるようにやっていただきたいのですけれども、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長　賃料の設定については、今具志堅課長のほうから答弁させていただいたとおり近隣との調整なのですが、我々は賃貸業を営むつもり

ではなくして、あくまで沖縄科学技術大学院大学を核とした知的産業クラスターを形成する—そこに県外からも大手の製薬会社などに来ていただいて、そこで研究開発する。そういう中で新たなベンチャーも生まれて、そこに雇用が生まれる、産業が生まれる、そういったことを想定しておりますので、渡久地委員のことですから御理解いただいていると思いますが、ぜひともこの知的産業クラスターを形成することによって沖縄の観光情報に次ぐ新たな産業を形成するという観点から御理解いただきたいと思っております。

○渡久地修委員 大手だったら、必ず県が出さなくたって自分たちでやれるわけです。大手はそのくらいの力をもっているわけです。県内の中小企業だったらわかりますけれど、大手というものは持っているわけですから、それを何でもかんでも県がということにしてはいけませんということをお願いいたします。

○謝花喜一郎企画部長 今言う大手は県外はそのとおりなのですが、先ほど具志堅課長のほうからもありました企業の中にはそれ以外に県内の企業も4社含まれておりますので、それは県内企業の育成につながるものと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 具志堅科学技術振興課長、30年と言いましたよね。約14億円かかっているわけだから、これが例えばメンテナンスがありますね。例えばこの機械を今1億7000万円で買おうとしている。減価償却が大体どのくらいかけているのですか。何年で減価償却するのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 減価償却については、大体機器類が7年から10年ということになっておりますので、減価償却も考慮しながらのことになります。先ほどの30年ということは入居費用の2100円ということだけを考えると、それくらい長くかかるということです。

○吉田勝廣委員 ざっと計算して、この1億7000万円の減価償却は幾らですか。6年から7年で買い換えする場合は。

○具志堅清明科学技術振興課長 実は10年で買い換えする場合には、基本的に

は1億7000万円を10で割ればいいのですが、ただ今回次の議案と関連するのですけれども、指定管理法人の皆さんはこの機器をメンテナンスしてなるべく長く使うということで、そういう機器を長くもたせていただくようなノウハウをお持ちのところを、そういう維持管理費を低減していくというような民間のノウハウを導入して、県としても買いかえの時期をなるべく長くして投資を少なくしたいと考えております。

○吉田勝廣委員 恐らく課長の希望的観測だと思うけれども。機器というものは日進月歩発達していくので、それと建物の老廃もありますね。メンテナンスは経験上、非常に大変なのです。その辺はきちんとしていただきたい。クラスターの成果はどこが、製薬会社一企業がもらってしまうのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 例えば特許とかだと思うのですが、実は特許は基本的には開発したチームの皆さんで分けていただくということになります。今回の建物は賃貸で研究の場所を貸すだけでありますので、その中で県内ベンチャーと大手製薬メーカーと一緒にコラボレーションして何かした場合には、県内ベンチャーにとっても特許の持ち分も出てきますし、先ほど企画部長が言ったように、知的産業クラスターというものはこの中に大手の企業、県内ベンチャーがいた場合、同じ場所で研究をしてお互いに開発した場合に、そこに県内ベンチャーにも非常にメリットがあると考えております。そういうことも狙って、こういう建物の中での研究を行っていただきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 ベンチャー同士でいろいろあると思いますけれども、そうすると沖縄科学技術大学院大学一大学院大学との連携でこれをつくるわけですから、雇用というものはどういう形で想定していますか。また知的水準が高いでしょうから、この辺の雇用というものは、雇用効果があるからやったのだということと少し違うと思うのですが、この辺はどういう感じですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 雇用については、各ベンチャー、大手にしても地元で技術者を雇いたいというように思っております。やはり国立沖縄工業高等専門学校一高専の機械が使える生徒たちとか、地元で理系の大学を出てそういう技術を持っている方を、ベンチャーの方々もそういう人材をニーズとして期待していると。やはり沖縄でそういう人たちを雇っていききたいというように思っています。

○吉田勝廣委員　ちなみに大体何名くらいですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　申しわけありません。各企業と交渉しているところです。どの企業が今入ってくるかということはまだ最終決定していないので、その企業によって研究室の大きさによってまた雇う人が違ってきますので、何人ということはお答えできません。

○吉田勝廣委員　例えば、どういう研究員がそこに必要で、先ほど高専の卒業生が欲しいと言っていたけれども、では高専から何名くらい雇用するかという想定はできないのですね。雇用と答弁する以上は、ある程度実現可能性があることを予測しておいて、大体こういう子たちがこれだけ採用される予定とか、こうなりますということをお答えできないと。それ言えなければいいです。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案及び乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第37号議案指定管理者の指定について、審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長　222ページをごらんください。

乙第37号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

この議案は、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同センターの指定管理者をバイオ・サイト・キャピタル株式会社とし、指定の期間を平成25年5月1日から平成28年3月31日までとすることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体については、公募を行い、民間専門識者等で構成される指定管理者制度運用委員会の意見を踏まえて決定しております。

乙第37号議案の説明は、以上でございます。

御審査のほど、お願いします。



○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第37号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 公募をかけたというのですが、県内企業は入っていたのですか。公募が何社で、どうだったのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 公募期間は8月24日から10月22日まで行いましたが、指定管理に応募があったのはこのバイオ・サイト・キャピタル株式会社の1社のみでございます。

○當間盛夫委員 ということは、当初から皆さんはこの創薬の実験研究に特殊なノウハウが必要だと。その2番目にあるように、誘致活動等々も含めての部分で期待をしているということで、当初からここにさせるという基本的なものがあったのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 そういことはございません。応募をしてきて、バイオ・サイト・キャピタル株式会社の企画書の中に、自分たちで企業誘致をしたり、県内の企業の連携をしたいと提案をいただいておりますので、審査会でもそういった点が評価されて、採択をされております。このバイオ・サイト・キャピタル株式会社が今回議決を受けた場合は、この方々と一緒にいろいろな県内ベンチャーを歩いていきたいと思っております。このバイオ・サイト・キャピタル株式会社は、文部科学省の大学初の新産業創出拠点プロジェクト事業というものに大学院大学の先生と一緒にエントリーして今年度採択されておまして、何度も沖縄に大学院大学も含めて来て、いろいろなベンチャーの皆さんとの連携もとっているようでございます。

○當間盛夫委員 基本的に、これは県内にどういう雇用があるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 バイオ・サイト・キャピタル株式会社の応募の中では、基本的にはメンテナンス技術者は県内の技術者を雇いたいというようにおっしゃっていただいております。

○當間盛夫委員 ですから、それは10名なのですか。100名なのですか。1人

なのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的にメンテナンスの要員は、2名から5名ということで、それは機器の状態に応じて検討したいとおっしゃっております。

○當間盛夫委員 大学院大学ができました。こういう形で、本土企業の皆さんがそのことをやってくる。クラスターと言いながら、ノウハウが県内の企業にないからということで、みんな向こうに頼る。本当にこれで我々沖縄は、大学院大学を中心にしたクラスターだとか、そういったものを構築できるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 実はこの指定管理者の募集要領の中には、応募資格というものがありますけれども、沖縄県内に事務所もしくは事業所を置いていることということを明記して、応募をかけております。今般、バイオ・サイト・キャピタル株式会社が応募していただいたわけですがけれども、彼らは沖縄事務所を以前から設置しておりますして、要件上問題ないということで応募を受託した経緯があります。それから、今いわゆる知的産業クラスターが県外からということで問題がないかという御指摘、御質疑ですけれども、県内にそういった企業があれば全然問題はなかったわけですが、まことに残念なのですがそういったものがないと。ただ、先ほど科学技術振興課長からもありましたように、彼らも県内の人を採用したいという大変強い気持ちがありますし、大学院大学との連携ということも常に念頭にございまして、我々からしますと彼らの考えというのは、県が考えております知的産業クラスターの形成に大いに貢献していただけないかと考えております。彼らの持っているノウハウ、それか人員の教育とかそういったものもこれから進めていただきますので、そういった中で県出身の方もいろいろなノウハウを取得して、また新たなベンチャーの立ち上げというものにもつながるのではないかという期待もしているところでございます。

○當間盛夫委員 一概に内地の皆さんが悪いといったことではないのですけれども、結果的にいろいろな一括交付金だとかそういった税金で沖縄で産業をつくらうというのに、やっているのは本土の皆さんでしかない。雇用しているからいいではないかという話ではないと思うのです。この場合、バイオ・サイト・キャピタル株式会社でも設立は平成14年ではないですか。創薬の部分は別に沖縄だけで始めているわけではなくて、東京でも大阪でもやっけて、創薬

というものはすぐ一朝一夕にきょうあすにできるという話ではなくて、大阪でそのことが立ち上がったから、そういう管理運営だとか、いろいろなものを行っている、ノウハウを蓄積しているというのであれば一皆さんこういうものをつくるということであれば、県内でどうつくるかということは、皆さんの視点からしても大事な部分があると思うのです。つくるから県内の事業者、それだったらそれでいいということではなくて、皆さんもう少し県内のそういった部分を含めてやるかという構想自体も必要だと思うのだけれども、このままずっと大学院大学もやったら結果的に沖縄には事業所、営業所はあるけれども、本体的には全部本土ということになり得るのではないかというように思うのですが、どうですか。

○謝花喜一郎企画部長 當間委員のこういう御懸念は、同じ沖縄県民として私も持つわけですがけれども、やはり今現在の段階で可能性として今回の場合には、そういった県外の企業—株式会社に頼らざるを得なかったのは残念でありますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、彼らはそこで人材育成もしっかりやりたいということも提案をさせていただいておりますので、これを契機に今後県内の人材育成が進んでいけばということを期待しているところであります。

○當間盛夫委員 私はそういう観点からすると、本来は指定管理というものは長いほうがいいと思っているのです。皆さんは今回3年という形でやっているけれども、せっかくそういう形で任せるのであれば、5年だとかある程度のスパンで見てあげたほうがいいという基本的なものは持っているのですが、この場合はそうは思わないのです。できるだけこの3年間で、そういったノウハウも、人材育成ということであればそういったこともやってもらって、できるだけ県内企業の皆さんが持てるということをしかりとやってもらいたいというところもありますので。そしてまた、これは限度額の予算で6300万円と。これは3年間で6300万円ですか。この6300万円という中には皆さんが期待している誘致活動だとか、そういった分も含まれている話なのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 3年間の約6300万円というものは、実は入居率が90%を超えた場合には県の負担が出てこないのです、これはあくまでも債務負担で、もし入居率が低減化した場合の指定管理料—維持管理料が出ませんので、入居率が悪かった場合についての債務負担額として枠をとらせていただいております。

○**當間盛夫委員** ということは、2年目以降から入居率が100%、90%になったらどれだけの実質管理ということなのですか。ゼロなのですか。

○**具志堅清明科学技術振興課長** 県の持ち出しはなくなりまして、入居率が上回った場合は指定管理者はその利益の2分の1を県に納付することという契約になっております。

○**當間盛夫委員** もう少し県も考えてやらないと、言葉はいいのだけれど、何かすごいところがあるけれども、本当に中身が沖縄のためになっているのかという部分に少し疑問があるものですから。これはもういいです。意見として終わります。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 1点だけ。この指定管理者というものは、どういう仕事をするのですか。

○**具志堅清明科学技術振興課長** まず機器のメンテナンスがメインにはなりますが、さらに入居者の皆さんが研究をする際にさまざまな研究の安全管理をしないといけません。その安全管理や例えば厚生労働省への届け出とか、そういったものの指導とかをしないといけませんので、そういったものの管理と、我々は公募に際しては、この入居される方々の企業間の連携とか、そういったものを生かすような事業実施をしてほしいと。例えば、入ってきている県内のベンチャー企業と本土のベンチャー企業の橋渡しをする際に、管理者がさまざまな勉強会をそこで開催するとか、そういったものを彼らの中に事業計画としてお願いしているところでございます。

○**玉城義和委員** 今話を聞いていると、県内企業ができないようなところにしむけていくというか、そんなニュアンスがあるのだけれど、どうなのですか。要するに、県として対象と思われる県内企業に丁寧に説明をして、こういうことだからどうかというような誘導策というか、そういう丁寧なことをやっておられるのですか。今の話は何となく県内企業ではできませんみたいな、本土企業との橋渡しとかと言われたら、みんな引いてしまいます。そういう意味で、先ほどの當間委員の発言との関連ですけれども、要するに丁寧な誘導策は打っ

ているのかと。そういう皆さんの動機づけです、動機を聞いているわけです。

○具志堅清明科学技術振興課長 これにつきましては、今回の施設の利用につきましては県内企業の皆さんにもパンフレットをつくって、それぞれお出しして、それぞれ研究の可能性、ここでできる研究の幅とか、そういうものを調査をしております。

○玉城義和委員 これはなかなか難しいです。よくわからない。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども具志堅科学技術振興課長からもありましたけれども、P2というレベルの高い密閉性を要するというので、ある意味そういったP2レベルの貸付研究室としては県内初の施設となっています。その管理業務についても、維持管理というようなことだけではなく特殊な技術—機械操作とかいろいろな専門機器等も入れますので、そういった指導などもできるような企業ということでやはり県外の企業になったというところがございます。県内の企業が応募できなかったということは、私も残念ではありますけれども、まずはこの施設を契機に県内のバイオ産業がより発展していくことを期待しているところでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の答弁でこれから機器といったけれども、今度空調設備を入れますね。それから中央監視・自動制御装置も入れますね。また、機器を入れるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 共通機器として、例えば研究に必要な純水ということで、混じりのない水をつくる機械とか、それぞれの皆さんが共通に使う機器類の整備は行います。

○渡久地修委員 何種類で幾らの予算ですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 先ほどの中央監視、空調機器等を入れて、17種類を入れる予定になっております。金額は備品として、6億1400万円でございます。先ほどの建設費と合わせて14億円ということですよ。

○渡久地修委員　それで、先ほどから出ている沖縄県の公共事業、それから仕事をやる上で大事なものは、県内企業優先、公共工事だったら分離分割発注という大原則があるわけです。ですから、私たちが疑問に思うのは、皆さんがこれが県内企業にやれるようにどんな努力をやったのかということが見えないわけです。例えば、株式会社トロピカルテクノセンターとか、バイオをやっていたと思います。指定管理も受けていた、今度解散するのだけれど。こういう専門のところをお願いして受けるところを設立するとか、こんな努力はやったのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　おっしゃるように県内企業にはお声かけして、管理の可能性についていろいろ御検討いただきました。その株式会社トロピカルテクノセンターにもお声かけしてやったところですが、残念ながら今回の公募期間中には応募が難しいということです。

○渡久地修委員　ですから、いかに育てていくのか。皆さんは先ほどからバイオ企業を誘致して育てていくと言いながら、皆さん自身が育てる努力を本当にやっていたのかと。私たちからするとせめてここくらいは県内企業で一管理でしょう、それくらいはできないのかという疑問はあるのです。県内にもいろいろバイオをやっているところもあるし、飲料会社もあるし、その辺は十分手を尽くしていったのか。

○具志堅清明科学技術振興課長　これについては、確かに先ほど企画部長が言ったP2という密閉度の高い管理マニュアルをつくったりとか、それを管理するということでもいろいろな企業にもお声かけしたのですが、そういう管理ノウハウについては、まだ県内にはないということなのですが、現在このバイオ・サイト・キャピタル株式会社が来たときに、やはり我々も県内にこういうノウハウを落として、県内の企業が逆に管理ができるような体制に本当にしたいという気持ちは大いに持っております。

○渡久地修委員　これは皆さんとしては、3カ年後にはまた本土企業にさせるのですか。

○謝花喜一郎企画部長　先ほど當間委員からも少しありましたけれども、この指定管理期間を3年としたのは、いろいろな企業にもチャンスを与えるということが前提にあると思っております。今般本土企業ではありますけれども、3

年後には県内の方が応募できるように、本日の各委員からの御指摘を踏まえて、我々はまたそれを肝に銘じながら今後各企業との連携も含めてやらなければならないと、各委員からのいろいろな意見を聞いて感じたところであります。バイオベンチャー企業も人材育成ということをやるとい話もありますし、ぜひこれを契機に次はきちんと競争力を持った企業が応募できるように、そういった方向で我々もまた対応していく必要があると考えております。

○**渡久地修委員** これはやはり県内企業という意味で、今回直営にしたほうがいいのではないですか。

○**謝花喜一郎企画部長** 残念ながら県庁職員にもそういうノウハウを持っている者がおりませんので、何とか指定管理者でお願いしたいと思っております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

○**具志孝助委員** この目的は何ですか。

○**具志堅清明科学技術振興課長** 先ほど言ったように、やはり沖縄で初めてP2という密閉度の高いところで、ここでしかできない創薬関連一県内ベンチャー企業もそういう研究室を望んでいらっしゃると思いますので、それをつくり込むことによって、県内ベンチャー企業の皆さんも含めて新しい製品または薬に向けた研究が可能になりますので、やはりこういうものができて大学院大学とか、琉球大学とか、高専のいろいろな先生方とのベンチャー企業とのコラボレーションも含めてできると思って、これをつくっております。

○**具志孝助委員** 県内のいわゆる創薬ベンチャー企業がどれくらい芽が出るのか、期待されるか、あるいは入居が期待される県内企業はどういうところがあるのか、何社くらいあるのですか。

○**具志堅清明科学技術振興課長** 今、県内のベンチャー企業の皆さんは、医薬の検査薬を開発しているベンチャー企業とか、遺伝子を解析してそれを業務としたいというベンチャー企業とか、あとは海洋のいろいろな天然物をスクリーニングして創薬にしたいというベンチャー企業。あと、抗体医薬ということで、少しワクチンみたいな開発をしたいと思っていられる企業の皆さんが、今

ここに興味を示しており、いろいろ情報を流しております。

○具志孝助委員　そうすると、今おっしゃった4つくらいの沖縄のベンチャー企業—これらが入居してここで研究開発して芽が出てくる。こういうものを誘発するというようなものでないといけないわけですがけれども、彼たちが欲しい施設というようなものが予定されているかどうか。入居可能かどうか、それはほぼ間違いないですか。何社くらい入所して、ここで頑張ってくれそうですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　何社とはまだ。まだこれからも営業をかけたいと思っております。今のところ沖縄県内の皆さんは4社いらっしやっているので、そこも含めてもっと広げて、部屋数が13部屋しかございませんので、委員の皆様のお言葉を受けますと、やはり沖縄を優先しながらいきたいと思っております。

○具志孝助委員　沖縄にはいろいろな製薬の原料となるような自然な生物がたくさんあるとかねてから言われているわけですから、そういうような研究をやっている方々が積極的に意欲を持って、なかなか自分でできないような施設を提供して芽を出していく、それを誘発していくと。ここに大きな目的があるわけですから、それに資するような施設であればこれは管理者が本土の資本であっても当面やむを得ないとしても、どんどん県内のベンチャー企業が育っていくような、彼たちの要望に応えるような施設をしっかりと整えて提供してもらいたいと思っております。どうですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　おっしゃるように、県内ベンチャー企業を育てながら、逆にいろいろなノウハウをお持ちですので、この新しい研究ができる施設を活用していただきたいと思っております。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員　これまで行政改革ということで、ある予算をカットしたり事業を縮小したり、民間にできるものは民間にということで、厳しい行政運営と予算措置をしてきたのですが、今回の事業は平成23年度の予算措置のときからあまりにも事業が大きいという率直な感じを持ってきました。いつも費用対効果ということで、職員のモチベーションも落ちるくらいのことをしていながら、



いきなりこれは何なのかという率直な感じを持っています。それで、この事業をこの2年間で設計、建物をつくる、設備をやる、14億円かける、これにかかわる企画部のスタッフ—研究組織はどのような状況ですか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** このプロジェクトについては、科学技術振興課のほうで科学技術振興班に班長含め、担当チームとして4人が携わりながらやっております。私も当然これにかかわりながら頑張っております。

**○高嶺善伸委員** 水産海洋研究センター、農業研究センターもそうだけれども、県の研究機関というものがあって、継続的にデータを蓄積しながら技術研究をします。企画部に一時期研究機関を集めて今所管部に移すのだが、そういう意味でライフサイエンス研究センターというものは研究の蓄積ということができるような研究センターなのですか。箱物ですか。

**○具志堅清明科学技術振興課長** 基本的にはここで県内ベンチャー企業が根づいていただいて、ここの研究施設は沖縄県で初めてそういう密閉度の高いP2レベルの民間にお貸しできる研究施設はここしかございませんので、県内ベンチャー企業がさらに高度な研究をして製品に付加価値を高めたいというときは研究施設がないと使えない、研究ができない状況になるので、ここをうまく活用していただいて、発展していただきたいということでここの施設はございます。基本的には県内ベンチャー企業含めて、沖縄県内で初めて民間の方々の研究できるP2レベルの研究施設ができあがったということでございます。

**○高嶺善伸委員** 民間丸投げの研究センターというイメージがあるものだから、職員のノウハウが蓄積されていって、県職員が直接携わりながらこれだけの研究施設をコーディネートするののかという期待感が我々議会はあるのです。皆さんだって3年で交替していくでしょう。こういうことを考えると蓄積ということはどうなのかと。職員が変わっていったら、この研究センターというものは今後誰が責任を持つのか検証するのか、そういうことが少し心もとないです。その辺で、これまでの研究機関と比べて今回のライフサイエンス研究センターの基本的な違いというものは、完全に建物もつくる、施設もつくる、入居者も含めて民間の研究センターに丸投げということになるわけですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 県内には確かに県の農業研究センターとか、そういったさまざまな機関があるわけですが、これは例えば農業であればいろいろな品

種の改良とか、それを開発、研究し普及させると。そういった設立当初の目的があつてできたものでございます。今般のこのライフサイエンス研究センターの事の起こりといいますのは、実は大学院大学の設置に端を発していると我々は考えております。大学院大学は、今さまざまな研究をやっているわけですが、残念ながらといいますか、この大学院大学が行った研究の受け皿になるものが県の研究機関にはなかなかないという中で、我々は琉球大学ですとか、国立高専とかそういった人材も生かしながら大学院大学と連携して、その研究の受け皿になる施設をこのライフサイエンス研究センターにある意味期待をしているということで、今後このライフサイエンス研究センターを中心として県内研究機関とか企業と連携してさまざまな産業を興していただきたい。研究開発交流拠点として、このライフサイエンス研究センターを位置づけたいと考えているところであります。

○高嶺善伸委員 今回の指定管理者の公募のときは、運営実績というものも審査の対象にするとか、あるいは公募の条件にするということがありましたか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今回の公募の内容は、この建物の維持管理—建物の管理保全とか規定類をつくるのとともに入居企業の皆さんのよりよい環境をつくるのと、入居企業の皆さんの研究を発展させるために、中に入っている研究機関の皆さんもそうですが、外のさまざまなネットワークを活用して中に入った研究機関の皆さんの手助けをすることを公募の要件にして、それを提案していただいて審査したという形です。

○高嶺善伸委員 わかりにくいです。研究施設を見ると、機能性物質スクリーニング研究ゾーン、バイオツール研究ゾーン、天然物創薬研究ゾーン、化学合成物創薬研究ゾーン、共有実験ゾーンのほかにこういう特殊な機密性の高い研究室を備えた施設、設備が必要だという発想から始まって、それらを管理運営する、あわせてネットワークを活用して入居企業を誘致活動して事業提案する、そういう条件を付して公募すると、一部の企業しか来ないです。わからないですから。皆さんの仕事をしようとして一生懸命頑張っているものに、茶々を入れるつもりはないです。ただ、こういう大きな構想に基づきプロジェクトを立ち上げる場合には、ノウハウが蓄積できるようなプロジェクトチームを立ち上げて事業検証していく。それくらいの責任を持たないと、議会もそうですかとすぐ議案の審査を終わるといふわけにはいかないのです。そういう意味で、あと1つだけ聞いておきたい。この大阪に本社のある指定管理企業というものは、

大阪で同様な施設の維持管理を行っているという運営実績ですが、大阪で維持管理をしている施設のどのような実績があるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　そこは彩都バイオインキュベータということで、ビルに32部屋の研究室を1棟。彩都バイオイノベーションセンターということで、18室の研究室のビルが1棟。あと、彩都バイオヒルズセンターということで10室の研究室を持って、合計60部屋のいろいろな研究機関が入っている研究室を管理運営している会社でございます。

○高嶺善伸委員　そこも指定管理者として入っているのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長　そこは、大阪府のほうから建物をお借りして、レンタルラボ事業ということでビルの部屋代を払って、という形で運営しております。

○高嶺善伸委員　その運営の実績というものは、何年くらいでどのような評価の対象になっているのですか。私も初めてだから教えてください。

○具志堅清明科学技術振興課長　この会社は平成14年に設立されまして、このバイオ・インキュベート施設として研究室の管理運営は2004年の7月からやっております。平成16年から、こういう研究室の維持管理業務をやっております。

○高嶺善伸委員　この建物の維持管理という意味はいろいろあると思うのだけれども、今、我々が一番気にしているのは14億円の施設設備を研究施設として創薬等につないでいくベンチャー企業を誘致して、コラボレーションして、コーディネートしていくという分野はなかなかわかりにくい。ただこの大阪での実績は建物の管理だけなのか、このようなベンチャー企業を誘致してコーディネートする一企業と企業を共同研究させていく、創薬までする、そういうことが経営実績として評価されたのですか。

○謝花喜一郎企画部長　具志堅科学技術振興課長からございましたように、大阪において60室の管理をしているということで、この60室を全部まず満杯にしているような企業でございます。それだけノウハウがありますし、各企業からも信頼をされていると。それだけではなくて、企業支援事業なども積極的に行っていたら大阪を基盤としたバイオベンチャー企業の育成にも取り組んで

いる企業だということ。さらに、文部科学省の大学発の産業創出拠点プロジェクトのプロモーターにも選定されておりまして、この大学院大学の研究成果の事業化に向けて積極的に取り組みたいという意向も示されている企業ですので、私どもとしては、ある意味大学院大学を核とした研究の受け皿機関としては最高の企業ではないかと考えております。

○高嶺善伸委員 建物の設計のときから後々の入居者、あるいはそういう研究の可能性も含めて新しい県内初の事業だけに、非常にわかりにくい部分があります。県民も注視しておりますので、これは歴史が検証する以外ないかと思いますが、議会もできるだけのチェック機能を果たそうと思っておりますけれども、皆さんの説明をよしとして議案を審査する以外にないと思っております。今後とも注視していきますので、しっかりやってください。

○謝花喜一郎企画部長 本日の各委員からの御指摘も踏まえて、我々しっかりここが知的産業クラスターの形成の拠点になるように取り組んでまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企画部関係の陳情4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます

表紙をめくっていただきまして、目次(陳情)の1ページに陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の陳情が4件となっております。

継続審査になっている陳情については、変更はございませんので説明を省略

いたします。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続2件であります。

継続審査となっている2件につきまして、前回の処理概要から変更しました内容について御説明いたします。

資料3ページをお開きください。

陳情平成24年第140号美ぎ島美しゃ圏域の振興発展に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

多良間村の同報系防災行政無線設備につきましては、現在のところ、屋外スピーカー、戸別受信機、Jアラートからの自動起動装置等を整備し、有効に機能しているところではありますが、同村では、同設備のさらなる整備を図るため、平成25年度の沖縄振興交付金での事業要望の申請を行っております。

村が同村交付金を利用して防災行政無線の整備を行った場合、市町村負担分となる20%については過疎対策事業にて充当することが可能であり、これにより村の実質負担率は総事業費の6%になります。

県としましては、離島の防災体制の強化を図るため、情報通信設備の整備が急務であることから、同事業の事業化及び機器整備に関する技術的な助言等を含め支援してまいります。

資料2ページの陳情平成24年第122号については、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、知事公室所管に係る陳情2件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○山内末子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** きのう、不意打ちというか北朝鮮のミサイルの問題も出てきたのですが、これはJアラート含めて関係していくと思っているのですけれども、支援してまいりますということは、まだ対応できていないという話なのですか。

**○又吉進知事公室長** この多良間村に関しては対応しております。昨日も自動的にJアラートに接続した防災無線から警報がしっかり流れております。ただ、設置してからかなり時間がたっておりまして、デジタル化でありますとか、それから現在防災無線のスピーカーが5個しかないものをふやしていくとか、幾つかのリニューアルと高度化を図るという事業でございまして、これにつつま

してはさまざまな面で県も支援していこうということでございます。

○**當間盛夫委員** きのうのJアラートの分で、県内の各市町村のものは順調に  
というか、完璧だったのでしょうか。

○**又吉進知事公室長** 若干ふぐあいというか、最終的に伝達できていない部分  
がございまして、Jアラートが鳴りますと自動的にその声が防災行政無線に流  
れるということが本来の姿なのですが、糸満市においては自動起動しな  
かったと。それで手動でやったようなのですが、これは機器の設定ミスとい  
うことです。それから、今帰仁村等3カ所でJアラートは鳴ったのですが、  
そこは自動的に防災行政無線に接続されておりませんで、Jアラートを受けて  
村が広報するという形だったのですが、これが既にミサイルというか、そう  
いう飛翔体が飛び去った後だったということで、村が必要ないと判断しまし  
て流さなかったところが3カ所あったということでございます。

○**當間盛夫委員** このJアラートの村の対応というものは、Jアラートの意味  
は何だったのかとわかりません。飛んできて、落ちて、そのことをやっても  
仕方ないはずなのに、そういう対応の仕方というものは知事公室長から考  
えてどうなのですか。何で市町村がこうばらばらになるのですか。

○**又吉進知事公室長** 現在41市町村のうち、全く人力を介さずに自動的に接続  
されるところが35カ所でございます。6カ所は、それを聞いてその市町村の職  
員がマイクを使ってやるとか、あるいは車を回すとか、常識的に考えればこ  
れは立ち上がりが遅くなりがちということもありまして、今回は幸い何事もな  
かったのですが、やはり課題は大きいと考えております。

○**當間盛夫委員** 課題は物すごく大きいと思うのです。あれだけ報道されて、  
結果的にフィリピン沖に落ちたということからすると、本当に短い時間だ  
ったはずなのです。それを受けてスピーカーでとか、車で行っていたら本  
当にこれでいいのかということは疑問になると思うので、これはやはり統一  
性を持つべきではないですか。

○**又吉進知事公室長** やはり市町村との連携というのですか、市町村のそ  
ういう事業と、それから県がどのくらい支援できるかということがあり、  
行政上の課題ですので、そこは個々の問題点—今回の事態も含めてきちん  
と振り返って

対応したいと思っております。

○**當間盛夫委員** これは間違いなく今度のミサイルもそうでしょうけれども、津波にしても時間との勝負ということがあるはずでしょうから、離島だからということではなくて各市町村にしっかりと対応してもらって、県がやはり統一性を持ってやるべきだと思っております。これは要望で終わっておきます。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
前島明男委員。

○**前島明男委員** 直接この陳情とは関係ないと思うのですが、このJアラートの情報通信、伝達も非常に大事だと思うのですが、津波が来た場合いかに高いところへ案内するか誘導するかということも大事だと思うのですが、多良間島で海拔の一番高いところは幾らありますか。

○**又吉進知事公室長** 一番高いところというものは今手元にございませんが、多良間村におきましては、村内の集落は10メートルから15メートルの地点というようになっています。

○**前島明男委員** それで、1500年前をさかのぼって統計を調べてみると、大体250年の周期で大きな津波がやってきているのです。ですから、もう明和の大津波から240年過ぎています。あと10年以内で来るか来ないかは別として、常時そういう災害が起こることを想定して避難する場所を確保しておく必要があると思うのです。私がなぜこれを質問するかというと、もう12月、1月で予算の時期がやってまいります。そのときに、ああいった海拔の低い多良間村ではいわゆる避難タワー、昨年か一昨年、三重県の津市が津波で何十名か何百名か死者を出した例があるのですが、500名くらい収容できる避難タワーをつくっております。4階建てだったかと思います。そういう意味で、新年度に向けて要望も一般質問、代表質問でやっておりますけれども、それをぜひ新年度の予算に組み入れてほしいということなのですけれども、その辺は念頭にありますか。

○**又吉進知事公室長** 大型の津波が発生した事態というものは、県でも昨年度検討いたしまして、非常に重大な事態であると。まずそのハザードマップというものを各市町村でつくっております、避難経路についてかなり詳細なもの



ができております。問題は、その避難場所でおっしゃるとおり津波避難タワーあるいは津波避難ビルといったものです。津波避難ビルは、那覇市においてはある程度指定ができています。津波避難タワーの必要性というものは県としても感じておまして、今どれくらいの高さで、どのくらいの規模というような検討を市町村と一緒にやっておまして、できればおっしゃるように予算化を図っていきたいと考えております。

○前島明男委員 Jアラートの防災無線の整備と同時に、そういう避難場所の確保も一緒に取り組んでもらいたいということを要望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 きょうのミサイル発射に関し、時系列的に県が把握した分だけでもいいので、教えてくださいませんか。

○又吉進知事公室長 御承知のとおり、北朝鮮は12月10日から29日までというように期間を予告しておまして、それに備えて自衛隊、消防庁、さらに海上保安庁が県あるいは市町村と連携をとって対応していたわけです。昨日の動きを申し上げますと、まず9時49分に発射されております。Jアラートが受信された時間が9時55分、通過情報の受信時間が10時2分です。発射場所は北朝鮮の西岸、発射方向は沖縄の方面であるということです。10時5分ごろに、「10時1分頃に沖縄地方の上空を通過されたと推定される、なお破壊措置の実施はなし」といった連絡がございました。したがって、政府がこれを9時49分に確認をいたしまして、前後いたしますけれども9時55分に発射情報を沖縄県はJアラートで送信しております。また9時56分、Mネットで発射情報を送信。10時2分に通過情報がJアラートで送信されております。10時5分に総理大臣の指示がファクスで各都道府県に送付されまして、10時5分沖縄県に落下物情報、被害情報を確認したと。さらに10時16分に通過情報をさらに念のためにファクスで流したということがございます。最終的に、10時21分に官房長官が記者会見をして政府の対応等を発表したと。その前後の動きはそういうことになっております。

○高嶺善伸委員 それで石垣島でもPAC3を配備して、自衛隊も五、六百名くらい配備して緊急事態に備えたのですが、きょうのような事例の場合、内閣

府でJアラートを送信してから落下物を迎撃するというか、そういういとまはあるのですか。

○又吉進知事公室長 そのあたりは私どもの知り得るところではないのですが、いろいろの情報からしますとやはり米軍が早期警戒衛星でキャッチした瞬間にイージス艦あるいはPAC3の部隊には送信がいて、迎撃態勢をとるということになっているようです。

○高嶺善伸委員 はっきりわからないけれども。例えば、官邸から9時55分に瞬時にJアラートを発信しますね。それは、発射してから5分後ないし6分後です。Jアラートを着信してから通過するまで大体6分か7分くらいですね。そうすると、県内にこれだけPAC3を配備して果たして落下物があつたときには、対応は可能だったという考えですか。これではどうも対応できないという認識なのか、危機管理上せつかく事例があつたわけだから、そのような対応で可能だったかということ率直な感想を聞かせてください。

○又吉進知事公室長 この今申し上げた時系列の動き、5分あるいは10分といったものは、市町村に対する情報伝達のタイミングでありまして、実際に自衛隊等が反射的に動いたのかどうかというものは知り得る立場ではないのですが、当然ながら事の性格からして我が国の防衛システムはそのように動いたものだというように考えております。

○高嶺善伸委員 私はこういう危機管理の認識では弱いと思います。やはりこんなに到達時間が早いものだと私も想定しませんでした。ですから、物々しい警戒と装備の割には危機管理が難しいと。ですから、それは特別な機関同士はもっと早いかもしれないというような憶測ではいけないと思います。我々は、Jアラートが県民に危機を喚起する唯一の手段だと思っておりますので、瞬時の緊急情報システムというものは瞬時は瞬時であって、それ以上のものがあるという前提で、装備は対応が可能だったというような甘い認識ではいけないのではないかと思っております。それで改めて時系列的にはどうだったかという認識をお聞きしたのですが、この準備段階が4月も同じです。これをしないと県民の安全が守れないということで、配備してやっているわけですから、それに合わせて市民、県民は対応を精いっぱい考えたが要するに屋内に避難せよという間もなく通過しているわけです。その意味で、PAC3というものがどれだけ連絡を受けてから迎撃するまでの時間的な能力があるのか、甚だ疑問だ

という感じがしたのです。私は素人ながらそのように感じたのですが、危機管理の責任を持っている知事公室長及び県の立場としては、こういう備えで十分だという認識に今でも立っておられますか。

○又吉進知事公室長 もちろんそういう軍事的な側面というのですか、自衛隊の動きも含めてできるだけ情報を開示し、ある種の安心感を醸成するということは大変重要だと思います。しかしながら、迎撃でありますとか破壊措置命令の実行でありますとか、これは高度に政府がそういう体系の中で行っているということでございますので、それはできるだけ私どもも情報をいただきたいと思っておりますけれども、なかなか全てを一システムがこのように動いてこうなったということを把握することは地方自治体では難しいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 私は別の観点から。米軍はどういうように動いたのかと。米軍もPAC3を持っていますね。そうして早期警戒機は米軍の飛行機ですから、自分の部隊にもばちっと何時何分発射ということをやらねばだろから、これは推定ですが。そうすると自分のエリアも守らないといけなくて、例えば米軍の動きがどうだったのかと。その辺はどうなのですか。

○又吉進知事公室長 米軍の動きについては公表もされておらずで、承知をしておりません。

○吉田勝廣委員 私は、ここがいつも問題があるのかと。自衛隊があれだけ物々しく動いているのに、米軍基地はどう動いているのかと。情報がないのですが、今自衛隊は400名くらいですか。

○又吉進知事公室長 1700名です。

○吉田勝廣委員 そうすると、これは報道機関もそうだろうけれども、普通だと早期警戒機が飛んで上から見ているわけですから、E-3はその情報もとれるわけです。E-3の役割というものは、そういういろいろな物体が出てきたときにそれを瞬時に捉えて、瞬時に迎撃—飛行機もあれば、イージス艦もあればPAC3もあれば、そこで瞬時にやるということがE-3の役割なのです。

そうしてくると、米軍の動きは捉えることができなくて、自衛隊が1500名来るといふところに少し異常さというか。また、例えばきのうも少し議会の中で話したのだけれども、大体ミサイルというものは飛ばしたら5分か6分でも本当に着いてしまうと、着弾というか、もしこれが弾だったら落ちてしまうと。ですから、結局飛ぶ瞬間に捉えないと仕方がないではないかということがよく言われているわけです。例えば金武町の小学校もそうだけれども、常日ごろは何もないですと、安心しなさいということが言われておいて、通報があったと。そのときには運動場から、屋外から中に入りなさいと。そうすると、その距離からするととてもではないけれど、秒の争いです。そういうことでいいのかどうかということとは、非常に検証するべきだと。特に私は米軍の動きがこの間どうだったかと。本当にこれから恐らく検証すべきだと。もう一つ言うのは、例えば日米安保条約があって一久保・カーチス協定というものがあるわけです、御存知かもしれないけれども。対空は自衛隊に任せようではないかということがこの協定です。そういうものがあって、このアメリカの嘉手納基地とかそういうところまで久保・カーチス協定があって、それを守ろうということになっているかもしれないけれども、実際はアメリカは自分でそういうものを持っているわけですから。そういうことになってくると基本的に米軍の動きをキャッチするというのも、これだけ嘉手納基地があって74%も基地が集中しているわけですから、米軍も神経を使うと思うのです。その米軍がもし仮に神経を使わなかったら、少し変だと。新聞報道を見ても、米軍の動きは全然載っていないわけです。ところが、日本の外務省も防衛省も米軍の動きは何も言っていないわけです。ですから、そこのところがどうなっているかということは先ほど言った情報の公開—米軍が情報を公開するかどうかわからないけれども、この辺はやはり何らかの外交ルートを通すか、県がそういうことをもし掌握できなければ情報をもらおうということをお願いしたいです。

**○又吉進知事公室長** 今回の人工衛星と称するミサイルの発射につきまして、北朝鮮がいわゆる国連安保理決議に反しているという観点から我が国は警戒態勢をとり、かつ弾道ミサイル防衛—BMDの体制に準ずる体制をとったと聞いておまして、それが実際に委員がおっしゃるような米軍の能力の発動につながるかどうかというものは全く情報はないのですけれども、そのあたりの情報を含めて県としてはやはり県民の不安というものが一番大事でございますので、そこのところを解消するような方策を政府に求めたいと思っております。

**○吉田勝廣委員** 例えば、微生物というかそういうものも対処する部隊も来て

いる。それから、1500名ということはキャッチしていなかったのだけれども、そうするとそれは日本の防衛省がやることだから、それはそれとしてよしとするけれども、米軍はこの件に関してどう動いたのかと。例えば、日米安保条約というものは今後運用基準を高めて、やはりそういう問題が出たときに米軍の行動を見れば、日本と対比して米軍がどれだけの危機管理をしているかと。要するに、日本の防衛省と米軍の動きを対照的に比較をしてくると大体見えてくるのではないかという感じがするのです。我々はいろいろなことが知らされていないので、これからぜひ頑張ってください、米軍の情報をキャッチできるように情報収集をよろしくお願いしたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 この今回のミサイルに対応するための沖縄県内の配備体制、人数を確認したいのですけれども、これに対応するための自衛隊の数というものはわかりますか。

○漢那宗善防災危機管理課長 自衛隊の展開の配備数ですけれども、沖縄本島で1130名、石垣島で570名、与那国島で40名、宮古島で140名、多良間島で20名、計1900名でございます。

○照屋大河委員 もう一度、日付も含めて何日か。きょうのニュースではもう八重山などは撤収を進めているということですが、それぞれいつごろ入りましたか。

○漢那宗善防災危機管理課長 一度に1900名ではなくて、段階的に入ってきておりますけれども、まず12月5日夕刻に石垣市のほうへ入っております。人数については把握しておりません。そして、翌12月6日午前宮古島市に入っております。そして、同じ12月6日に沖縄本島、中城湾港から入りまして、那覇と知念の分屯地のほうに配備されたというところでございます。

○照屋大河委員 これは後で県のほうに数とか連絡があるのか、何名配置になりますというような連絡はどの時点であるのですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 配備につきましては、たしか12月5日に自衛隊

のほうから説明に来ております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件不発弾等対策条例の制定についてに係る不発弾等対策の現状について、審査を行います。

ただいまの不発弾等対策の現状について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 お手元に提供させていただきました不発弾等処理事業についてという資料がございます。さらに、沖縄不発弾等対策協議会の委員名簿というものをお配りしてございます。

まず、背景と現状から申し上げますと、県の不発弾処理事業は昭和49年3月の那覇市小禄での爆発事故を契機に開始されております。

去る大戦における不発弾等の発生量は、約1万トンと推定されておりまして、これまでの処理実績約7900トンを差し引くと、今なお約2100トンが埋没しているものと推定されております。全てを処理するには長期間を要するものと認識しております。

この対応をする事業ですけれども、不発弾等処理事業については6つの事業がございます。

1点目は、昭和50年度から実施しております面積100平方メートル以内の不発弾の探査・発掘を行う不発弾等処理工事というものでございます。

2点目は、平成元年度から実施しております面積が100平方メートルを超える広範囲で不発弾の探査・発掘を行う広域探査発掘加速化事業。

3点目は、平成14年度から実施しております市町村の単独公共工事に係る不発弾探査費を補助する市町村磁気探査支援事業でございます。

4点目は、平成21年度から実施しております市町村の不発弾安全化に向けた土のうや防護壁の設置等の処理費を補助する市町村特定処理支援事業。

5点目に、不発弾を一時保管する県不発弾保管庫の警備維持管理を行う不発弾等保安管理事業でございます。なお、この不発弾保安管理事業につきましては、本島地区は昭和58年度、宮古地区は平成16年度、この2カ所で実施してお

ります。

6点目といたしまして、平成24年度から試行的に実施しております民間による住宅等の開発箇所における不発弾等の探査経費を補助する住宅等開発磁気探査支援事業でございます。

県が現在政府に求めていることを申し上げますと、県は不発弾の処理は戦後処理の一環として国の責任で処理すべきものと考えております。

そのために現在要望しているのは、不発弾処理については国直轄でやっていただけないかということでございます。

さらに、2点目は公共工事及び民間工事における不発弾探査費用の全額国庫負担、ここがまだまだできていない部分でございます、これを要望しているわけです。国がもう一步進んで主体的・積極的な取り組みを行っていただくよう、担当大臣等への要請を行っているということでございます。

では、国がどういう対応をしているかということですが、不発弾処理については、不発弾処理そのものを規定した法令というものはございませんで、自衛隊法及び防衛省、総務省、警察庁、経済産業省などの関係省庁通達等に基づきまして、政府の責任で戦後処理の大きな課題として位置づけておりまして、沖縄総合事務局が設置します沖縄不発弾等対策協議会の場で、沖縄県、当該市町村、自衛隊、警察等の関係機関による連携のもと、実施されているところであります。

平成24年度の予算額は約25億円でございます、近年の事故等の結果を受けまして、平成21年度と比較して約5倍となっております。そういう意味では、不発弾処理の加速化というものは一定程度図られております。

この不発弾対策事業は昭和49年から約40年にわたり実施されており、先ほど申し上げましたようにまだまだ課題がありまして、そういうものの補助対象の拡充といったものを図っているところでございます。

最後に県の対応ですけれども、県としましては戦後処理問題として不発弾処理事業の拡充を図り、国及び関係機関と連携を図りながら、一義的には国の責任において一層の不発弾処理の加速化を図っていただきたいと。また、県も自治体の責務としてそこには連携していくということでございます。

以上が現在の概況でございます。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより不発弾等対策の現状について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** きょうは1回目ですから、基本的な点だけに絞ってやりたいと思います。今、知事公室長が言った不発弾というものは沖縄の大きな戦後処理の問題です。本来国の責任でやるもの、これは議会も一致しています。そして、全額国庫負担。これはずっと市町村議会、あるいは県議会等でずっと求めてきてここまで持ってきたということがあるのです。ところが、不発弾に特化した国の法律がないのです。そして、県も条例がない。あるのは、先ほどあったように沖縄不発弾等対策協議会といういわゆる話し合いの場で任務分担をやっているということが実際だと思うのです。ですから、私はぜひ国の責任としてきちんと本来は法律をつくるべきだと思うのです。それが今できていない状況のもとで、県も条例をつくるべきだと思うのだけれど、憲法に地方自治体の条例制定権というものがありますね。そして、この前できた県議会の議会基本条例、そこでも第16条に、「議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事に対する政策提言を行うものとする」ということを私達は考えたのです。そういう意味ではきちんとそれも尊重していただいて、もちろん議員がやろうとしているものが、なじむかなじまないかという点での皆さん方の意見というものは当然述べないといけないだろうけれども、しかし、そういうことは当然尊重すべきですよ。どうですか。

○**又吉進知事公室長** 改めて申し上げるまでもなく、議会の条例制定権といったものは執行部としても当然尊重させていただきます。

○**渡久地修委員** それで、私が非常に歯がゆく思っているのは、国に要望しているけれども、なかなか国の責務として国のまだ法体系もできないという状況があるのです。それを何としても実現したい、国の責任でやってもらいたいと。県の条例で国の責務ということ縛ることは実際にはできますか。

○**又吉進知事公室長** その縛るという意味が、どの程度あるいはどういう形かという議論になってこようかと思いますが、地方自治法第14条第1項には、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」ということになっておりまして、その何をどう縛るのかといったところが議論になろうかと思いますが。

○**渡久地修委員** 条例で国の責務ということをはうたいたいわけですか。うたったからといって、では国がわかりましたと言うかどうかは別問題になってくるかと思うのだけれども。そういう意味で、国の法律もない、県も条例がな



い、これだけ沖縄の戦後処理の大きな大問題でありながら、申し合わせ事項で物事が進んでいっているということがあるわけです。もちろん、この沖縄不発弾等対策協議会というものは非常に大事です。それぞれの責任の分担をやっているのだけれども、そういう意味で私は条例が必要だと思うのです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から資料の配付があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 前にも委員の皆さんにお配りした私案ですけれども、どうしても県条例が必要だと思うのです。1つは、これからあと70年から100年かかるわけですから、この不発弾というものがなぜ沖縄に存在するかということをもっと明らかにすると。これは戦争によって出てきたのだということをはっきりと県の条例で明確にするということが大事だと思います。そして、第3条の基本理念で、これは関係機関の協力で社会全体でみんなで処理していくということをきちんとやると。そして、次の県の責務ということを書いたのだけれど、先ほど国の責務ということをはっきりと縛ることができないと。しかし、第4条第2項で、県は、国に対して、市町村及び県民等と連携しながら、不発弾等による事故を防ぐため公共及び民間の工事を含め磁気探査を義務づけることを求めるとともに、不発弾等の発見及び処理に係る費用は、公共、民間を問わず全て国の負担とすることを働きかけていく責務を有すると。非常にまどろっこしいのだけれども、国の責務として明記することができなければ、国に県としてずっと求めていくことを県に責務として負ってもらうということを条例でうたうことは可能だと思うのです。それはどうですか。それだったら先ほどの国の法令に反しない限りどうのこうのということは、クリアできるのではないですか。

○又吉進知事公室長 にわかに今、これがかなっているかどうかという判断について拙速は避けたいと思うのですけれども、ざっと概括して、そのお気持ちと理念というものはわかる感じはいたしますけれども。県が求めておられますのは、先ほど申し上げたように、幾つか課題がございまして、これを解決して行政の課題としてやはり今後不発弾の対策事業が、きちんと責任を持って遂行さ

れる体制をつくっていただきたいということでございまして、これがこの条例の中で実現するかどうかということは、しっかりと検討していきたいと思えます。

**○渡久地修委員** 不発弾ですが、最近処理をするときに住民からのいろいろな苦情とか、いっぱいありますね。聞くところによると、今もあちこちで一昔はいっぱいあったらしいのだけれど、工事をやるときに不発弾が出てくると、出てきたら工事に支障を来すということで、黙って隣の敷地に移動するとか、こういうことが結構あったというのです。ですから、今もあるかどうかはわからないのだけれども、そういうことがあるという話も聞くのだけれども、こういったこともきちんとやはり条例で、住民、県民は発見したら直ちに警察署なり市町村に届けなければならないというところまで含めて、そういう県条例というものが必要だと思うのです。ですから、先ほど県が言ったこれらのものを負担軽減策とかこういったものをきちんと実現していく上での県の条例というものをきちんとつくって、そうすることによって国にも法律を求めていくことができるのではないかと考えておりますけれども、どうですか。

**○又吉進知事公室長** やはり現行制度の交付金交付要綱でありますとか、今委員のおっしゃった、そつと不発弾を持って行くということは、はっきりしたことは言えませんが、恐らく爆発物の処理という点では犯罪ではないかという感じもいたしますし、そういう刑法との兼ね合いとか、あるいは先ほど来申し上げております地方自治法との兼ね合いとか、かなり綿密に個々の条文を検討する必要があるかと思えます。

**○渡久地修委員** わかりました。これはきょうは最初ですから、ぜひ不発弾をきちんとみんなで対策をとるということはとても大事。とにかく、法律がない、条例がないということははっきりしているわけですから。これは、不発弾等対策協議会を否定するものでもないし、そこにきちんとした条例的な根拠もやっていくということはとても大事だと思うので、今後また私も研究してできればこれは超党派でぜひまた皆さん方の知恵もかりて、これはぜひ実現させたいと思っております。きょうは以上で終わっておきます。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 事業内容の⑤ですけれども、今度、平成24年度事業で石垣に一次保管庫建設の予算がついたのではないですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるように、平成25年度の設置に向けて現在政府と調整をしていると聞いております。

○高嶺善伸委員 平成24年度ですか、平成25年度ですか。

○又吉進知事公室長 平成25年度です、来年度でございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、不発弾等対策の現状について、質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情2件について、審査を行います。

ただいまの陳情について、交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

処理経過及び処理方針について、御説明をさせていただきます。

まず初めに、公安委員会所管に係る陳情第96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情につきましては、継続案件ではありますが、前回委員会から現時点まで同陳情に係る要望は把握しておりません。

なお、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

次に、公安委員会所管に係る陳情第187号信号機設置に関する陳情の処理方針等について、御説明いたします。

信号機設置につきましては、道路の構造、事故形態、事故発生の頻度や危険性、交通量等を調査・検討し、信号機設置の必要性を総合的に判断しているところであります。

本件陳情箇所への信号機設置につきましても、県内の他の要望箇所と同様、総合的な検討を行った上で、判断してまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○山内末子委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

玉城義和委員。

**○玉城義和委員** 私は国道58号線を通っているのですが、水釜の交差点の信号機が100%赤なのです。私の経験で言えば、ここを無事に青で通れた日は本当にいいことがあるのではないかと思うくらい、ほとんど赤なのです。それで、とまっていると、どこからも来れないような空間、時間があるのです。みんな赤になって、誰も動かないのです。こういうことが、あちこちにやはりあるのです。夜帰っていても、必要以上に長いとか。例えば、私は名護なのですけれども、国道449号線から国道58号線に出るところがあるのです。ここも真っすぐと左折が1本で、ずっと長い列ができるのです。右折が2本あって、ここはすいすい行けるのです。何が言いたいかというと、県内の信号機が設置されているところを定期的に点検していただいて、交通の流れ等を含めて適切であるかどうかをやはり点検する必要があるのではないかと思うのです。その辺は地域住民も非常に思っていて、不都合なところがたくさんあると思うのです。その辺はどうなのですか。定期点検はされているのですか。

**○平松伸二交通規制課長** これは数年前から警察庁のほうからも指示がございまして、より合理的な交通規制ということで、そういう待ち時間が長いですと

か信号のサイクルの問題ですとか、そういうところはきめ細かに見直していくようにという指示がきておりまして、徐々にではあるのですが私どもも取り組んでいるところでございます。ですので、いろいろと御指摘はあろうかと思えますけれども、それも意識しているところでございます。

**○玉城義和委員** これはぜひきちんと総点検して、合理的にやっていただきたい。それともう一点だけです。よくこういう信号機の件で、県議会に陳情がくるわけです。たかが信号機とは言いませんが、もう少し信号の取りつけについて何か組織だって受け付ける機関といったものをつくって、こういうことでいちいち県議会に陳情に来なくても済むような組織対応をして、優先順位をつけてきちんと上がってきたものについては対応するという体制を県警の中につくってほしいと。これがいちいち県議会に上がらないまでも、県警で対応できるような体制をおつくりいただいて、迅速に必要なものはやっていただきたいということです。

**○平松伸二交通規制課長** 体制といいますか、信号機設置に関しましては基本的に第一義的には警察署のほうで各要望を受けまして、一番現場の状況を知っている警察署から、設置について警察本部に上申が上がってくるという形になりまして、基本的には私ども交通規制課のほうで一元的に受けて、その中で全県的に設置の優先順位を決めているという状況でございます。

**○玉城義和委員** 終わりますが、鋭意住民の要求には応えるように、迅速に対応していただきたい。終わります。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣良俊委員。

**○新垣良俊委員** 今陳情で出ています3カ所の場所なのですが、この場所については私もよく知っているのです。これは南風原町長からも警察本部には要請があったと思うのですが、宮平と津嘉山に保育所は2カ所あるのです。私は毎日ここを通っていますので、信号がないものですから、直線で行くものですからぶつかって事故が起こるのではないかと心配しているのです。これは一括交付金で信号設置ということをやったのですが、内閣府で信号機の設置は警察のほうでやるということで却下されたのです。この場所については、与那原署にも出しているらしいのですが、ぜひとも早くというのですか、設置してほしい

のです。これは地域からも何回も出ているのですが、あとは議員がお叱りを受けているという状態ですので、ぜひとも設置のほうを早くお願いしたいということです。これについては、交通部長どうですか。

**○砂川道男交通部長** 信号機設置要請については、私は全てというかほとんど現場を見ております。理由は、それぞれの係がそのサイドで判断したものについて合理性があって判断できているか、そういう公平さというものを私は見えてきております。そこによって順位が定められてきておりますので、いろいろなことを見ながら、要請がきちんと進むように責任を持ってやっておりますので、要請があったからすぐそこをつけるということではなく、やはりきちんとできるように責任を持っておりますので、私は全て現場を見ておりますので、よろしく申し上げます。

**○新垣良俊委員** それから今玉城委員から話があったのですが、例の午後10時以降に点滅に変わりますね。これが車の台数が少なくなっても、変わらないところがたくさんあるのです。特に田舎の場合一八重瀬町は田舎ですから、あの辺などはなぜ信号が点滅しないかと思うところがあるものですから、それについても各署に点検というものをさせてもらいたい。それから、今、青であればスムーズに行くのに、行こうとしたら赤になって、こういうものがたくさんあるのです。これもどうにかしてもらいたいのです。交通管制センターでいろいろ操作があると思いますが、これでやってもらわないと、向こうは青でこちらは赤でとまっているものですから、システムというのですか、この操作をどうにかお願いしたいのですが、どうですか。

**○平松伸二交通規制課長** 今、おっしゃられたのはずっと一定速度で走行していれば青で通行できるというようなものだと思うのですが、いわゆる交通管制センターのエリア内に入っておりますと、そういう調整はやりやすいのですが、管制センターのエリアは全て100%網羅しているわけではございませんので、地区によってはそのエリアに入っていない場合はそういう調整が難しいという場合もございます。ただ、そういう地域的な制御ではなくて、一定の路線でできるだけ一定速度で進んでいけば青で走行できるような調整はしているところがございます。あと、点滅のお話も、逆の場合もございまして交通状況がかなりふえてきて点滅をやめたりとか、当然なかなかな交通量が閑散なのに、そのまま運用しているというところもあると思いますので、その辺は交通状況を見ながら先ほども申し上げましたけれども、点検をしてまいりたいと思って

おります。

○新垣良俊委員 もう一点なのですが、これは決算のときも一般質問にも出たのですが、例えば道路整備をして、信号機は公安委員会のほうで設置していただけますけれども、例えばバイパス等については土木建築部でつけてもらうとか、そういうことはどうですか。公安委員会のほうから要請といいますか、これはどのようになっていますか。連携をとってどうにかできないかという話もあったのですが、どうですか。

○平松伸二交通規制課長 道路の供用と信号機設置のタイミングというものは、若干ずれが生じているということは御指摘のとおりでございます。道路を供用する前の段階で道路管理者の方といろいろ協議をしますのではございますけれども、その協議をしているときにはいろいろと信号機が必要だ、必要でないとかお話しするのではございますけれども、その後の供用の時期がなかなか我々に見えてこないという実態があったものですから、それで御指摘のようなことになっていると認識をしております。そういう意味では、道路の建設予算で云々という話はあるとは思いますが、私どもとしては供用の時期と信号機の設置のタイミングというものをできるだけ合わせていきたい、連携を密にしてやっていきたいと思っております。

○新垣良俊委員 横の連携をとって、できましたら道路の整備と同時に土木建築部で設置できるように。また、それだけ公安委員会の予算も多く別のところで使いますので、そういう方法の考慮をお願いしたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 全く陳情とは関係ないのでございますけれども、きょう警察官の酒気帯び運転の件が報道されていますね。皆さん、まずそのことがどうであったということをこの総務企画委員会で一公安委員会が管轄なので、そのことをまず説明するべきではないですか。その辺はどうなのですか。

○砂川道男交通部長 その件については、こういう件でどうかという話を事前に少し私も話はしております。交通部の責任者でありますので、立場が少し違うので私が言うのはどうかということで、差し控えたということを御理解くだ

さい。

○**當間盛夫委員** その辺は要望で終わっておきます。

○**山内末子委員長** やはりこれは所管ですから、一言はそのことを申し述べたほうがよかったと思います。

○**砂川道男交通部長** 所管といたしますか、私の所管とはまた違うので、これはしかるべき人がしかるべきところでおっしゃるだろうということで、控えたということで御理解ください。私も最初はそれを言おうかと思ったのですが、立場が少し違うところに立っていましたので、いわゆる管理の面、それから自分の所管の部下ではなかったものですから、事前に相談したら言わないほうがいいのではないかと、しかるべき人が言うのではないかとということで。気持ちは一応ありました。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** ちょうど外国に行ったアメリカさんが帰ってくるので、車列が2台、3台、4台と並ぶものですから、交通渋滞がすごいのです。彼らは40キロとか50キロ出して4台くらい並ぶものですから、朝とか夕方になると基地の中に入るときに相当渋滞するのです。この辺はどういう形で解決したほうがいいのかと思っています。夜も朝も車列を組んで行くものですから、スピードもそんなに出さなくて、高速も使わないときはそのまま国道を歩いて行くものから、何とかできないかとずっと何回も言われているのです。例えば、キャンプ・ハンセンから辺野古に行くとき、またキャンプ・ハンセンから国道通ってどこかへ行くときに、この辺はどうなのかと。そこだけ聞いたかった。

○**砂川道男交通部長** その場の交通の瞬間瞬間が変わるので、やはり現場を…。電話するのも大変なので、連絡していただければ現状を見て、どうなっているのかということもわかるので、あらかじめ米軍が通るということを予測してやるということは、我々が把握しづらいところがあります。

○**吉田勝廣委員** これは把握できないと思います。米軍の自由ですから。その



車列をよくわかるのです。以上です。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 乙第37号議案の指定管理者の指定についてですが、我々議会も一県もそうなのですが、県内業者の育成、創出ということで、我々は常日ごろから議論をやっておりますし、それを重要視しているところがありまして、きょうの執行部からの説明ではなかなかそういった沖縄科学技術大学院大学、その産業クラスターという面ではそのことが少しも見えてこないという観点から、我々への説明不足だということで、継続をお願いいたします。

○山内末子委員長 ただいま、乙第37号議案に対し、當間盛夫委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第37号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。  
お諮りいたします。  
本動議に賛成の諸君の挙手を求めます

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第37号議案を継続審査とすることは可決されました。

次に、平成24年第3回議会乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例、乙第1号議案沖縄県高校生及び被災生徒等就学支援基金条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例及び乙第53号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の条例議案5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、平成24年第3回議会乙第1号議案、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第53号議案の5件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第27号議案財産の取得について、乙第28号議案財産の取得について、乙第36号議案指定管理者の指定について及び乙第46号議案当せん金付証券の発売についての議決議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第27号議案、乙第28号議案、乙第36号議案、及び乙第46号議案の議決議案4件は可決されました。

次に、甲第1号議案平成24年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第51号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第51号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第52号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第52号議案は、承認することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件について、お諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情9件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子